

令和5年度（2023年度）

第4回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時：2023年10月30日（月）午後3時開会  
場 所：かでの2・7 10階 1050会議室

## 1. 開 会

○事務局（鈴木自然環境課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第4回北海道環境審議会自然環境部会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

私は、環境生活部自然環境局自然環境課の鈴木でございます。本日はよろしくお願いいたします。

本日の自然環境部会は、委員総数13名のうち9名のご出席をいただいております。

赤坂委員、中村委員、早稲田委員におかれましては、オンライン参加となっております。坂東委員におかれましては、用務の関係で多少遅れてオンラインで入られるとの連絡を受けております。よろしくお願いいたします。

本日は、9名のご参加をいただいておりますことから、環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定によりまして、当部会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

まず、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料1と資料2、参考資料が1から3となっております。不足等がございましたならば、事務局までお申しつけいただければと思います。

オンラインで参加されている委員には事前にメールでお送りしておりますので、そちらのご用意をお願いいたします。

オンライン参加の委員の方におかれましては、ご発言の際は、挙手あるいは画面の挙手ボタンを押していただきまして、部会長からのご指名の後、マイクのミュート解除をお願いいたします。

本日の議事につきましては、審議案件1件を予定しております。

本日は、17時終了を予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、ここからの議事進行は吉中部会長にお願いいたします。

## 2. 議 事

○吉中部会長 皆さん、こんにちは。

限られた時間ですけれども、慎重に審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今、課長からお話があったとおり、今日の議事は一つだけです。促進区域の設定に関する北海道基準（答申案）についてです。

皆さん、ご記憶の方もいらっしゃると思いますし、もしかしたら初めてという方もいらっしゃるかもしれません。この部会において、地球温暖化対策推進法の改正に伴って、地域脱炭素化促進区域というのを設定するというところで、それに当たって、北海道とし

ての基準を定めるという作業、検討がずっと行われてきておりました。

本部会との関係で言いますと、2022年、去年の8月の審議会で、部会からの意見として、この基準づくりについては自然環境保全の観点からの慎重な審議が必要であるということを申し上げて、会長からも、議事録から申し上げますと、「きちんと議題として部会の中で議論させてほしいということだと思っております。温対部会でも同様にやるわけです。そうすると、二つのいろいろな議論の案が出てきて、それをここで取りまとめる」と。ここでというのは、親会、審議会のことです。それに対して、事務局からも、そのとおりでいきますというご返事をいただいております。

その後、実際は今年の3月になってから、この部会で、その時点での基準案について事務局からご説明をいただいております。そして、今年の5月、温暖化対策部会との合同会議ということで、再び、その時点での基準案について意見を出したという機会がございました。このときは、審議ではございません。山中温暖化対策部会長からも、意見出しの場であるというご発言があり、事務局からもそれは確認されております。

ということで、実質、この部会での審議は今回が初めてですので、ぜひ建設的なご議論をしていただければありがたいと思っております。

その後、5月の合同部会の後、6月の環境審議会では、本部会で取り扱うことに関してということで申し上げますと、中村環境審議会会長からネイチャーポジティブというご発言がありました。ネイチャーポジティブということは、少なくとも現在あるネイチャーをマイナスにはしないということ、それを片方でこの生物多様性の保全計画で言っておいて、そこに太陽光パネルを置くというのはポジティブなのですか、どう考えてもネガティブではないですか、どこかで担保をするなら、普通地域の自然が壊れたときにどこかでもう一つオフセットするための何かを用意しなさいとまで言うのなら別ですけども、先ほどの生物多様性保全計画の議論と相そぐわない、こういうご発言があったことをご紹介します。これは、会長がセットされた大きな基本ラインだと思っておりますので、これに沿って今日も議論をいただければと思っております。

それから、ちょっとくどくなりますけれども、今年の8月に、この部会で委員の中からそろそろ基準づくりの具体化が進んでいるので具体的な議論をこの部会でももう一度しっかりとすべきだというご意見が出て、それを受けるような形で、10月12日に開催されました審議会で、私から、まさにこれから実質的な審議ができるものと期待している旨、申し上げたところです。

そういうことを受けて、いろいろな論点がまだ審議中ですが、特にこの自然環境部会で責任を持たないといけないような事項がたくさん含まれておりますので、それを一つずつ、ここで皆様のご意見をいただいで審議していきたい、こういうことでございます。

ただ一方で、この10月12日に開かれました環境審議会におきまして、会長から、通常のやり方ではない審議会の運営方針について委員の賛否を問うというような評決が

行われました。それによって、急遽、この30日のこの部会も、皆さんの日程を急遽調整していただいて、この議題だけに絞って開くという形にしております。

ということで、あした、環境審議会が再度開かれて、前回の審議会ではそこで答申を目指すのだというようなことが評決されております。一方で、私からは、慎重な審議がまだまだ必要ではないかというポイントを強く指摘したところです。

今日も2時間ということで非常に限られておりますので、そこで議論が尽くせるかどうかは分かりませんが、できる限り建設的な審議をして、よりよい基準に反映できるような意見をこの部会からあしたの審議会に出していきたい、こんなふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

すみません。ちょっと長くなりましたけれども、以上がざっと経緯ということでご紹介いたしました。もしその経緯等についてご質問等があれば、また議事の中で承りたいと思います。

では、事務局から、前回の環境審議会でご提示された案ということになるのでしょうか、基準の案についてご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（尾原課長補佐）　ゼロカーボン戦略課の尾原と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

お配りしている資料は、資料1が答申案、資料2が答申案に附帯する意見案、参考資料1としまして地域脱炭素化促進区域の設定に係る配慮基準案について、こちらは、前回10月12日の親会で思料しました論点スライドとなっております。参考資料2に自然公園などのマップを皆様にお配りしているところがございます。参考資料3としまして植生自然度の区分を記載した資料をお配りしておりますが、まずは、お手元の参考資料1の地域脱炭素化促進区域の設定に係る配慮基準案について、この資料に基づいてご説明させていただければと思っております。

そうしましたら、参考資料1をご覧ください。

スライドの右下にページ番号を振っておりますので、ちょっと薄くて見づらいところもございますけれども、参考にしながらお聞きいただければと思います。

まず、スライド1ページ目でございます。

地域脱炭素化促進事業制度の振り返りということで記載してございます。

この制度の趣旨といたしましては、地域の円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進する制度となっております。

本制度は、市町村が行う地域脱炭素化促進事業として行わない再エネ事業については及ばないところでございます。

この中で、今ご審議いただいている都道府県基準については、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に上乘せ・横出しをした上で、地域の実情（自然的社会的条件）に応じた環境の保全への適正な配慮を求めるための基準として定義されてございまして、

これからご審議いただくところでございます。都道府県基準は、何かの認可を不要にしたり、許認可などの基準を緩和するものではございません。

市町村は、市町村が定める温暖化防止対策の計画に意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、国や都道府県が定めた基準に従って促進区域を設定してまいります。その際には、環境保全の観点及び社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して設定する、地域の合意形成を図り、再エネ導入の適地を設定することとされております。

続きまして、スライドの2ページ目でございます。

ご審議いただいている都道府県基準の構成についてでございますけれども、大きく四つございまして、まず、一番上の①でございますけれども、市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域、いわゆる除外区域と呼んでいるところが一つございます。もう一つは、考慮対象事項として、考慮対象区域や事項に設定された場合に、支障を回避するための適切な措置を講じられる場合に、促進区域を設定したり、事業に適切な環境配慮を求めていくという考慮対象事項がございます。あわせて、その一部のみを適用する特例事項、その全部を適用しない適用除外という基準を策定することは可能でございます。

そうしましたら、スライド3ページ目から基本的な考え方についてをご説明いたします。

スライド4ページ目をご覧ください。

スライドは、今年の6月の親会での審議資料に対して、親会の委員の方々からご意見をいただきまして、それについてお示しした資料でございます。ちょうど今お示ししているスライドと同じ資料を見まして、温対部会の中で答申案がまとめられて、10月12日の環境審議会でご審議いただいた流れとなっております。

そうしましたら、スライド4ページでございますけれども、まず、基本的な考え方、三つの大きな柱がございまして、その一つ目の「恵みをもたらす豊かな自然環境を保全」のところの視点・ポイントの中で、「国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系」という視点・ポイントを6月の親会でご審議いただいたところ、3名の委員の方々からご覧のご意見をいただきました。

まず、児矢野委員から「国際的に保護されるべきとされている」という形で文言修正すべきというご意見がございました。

続いて、真ん中、武野委員からは「国際的に保護すべきとされる保全地域」という文言とすべきというご意見をいただきました。

続きまして、親会では吉中委員でございますけれども、吉中部会長からは「保護を目的として国際的に指定されている保全地域の自然環境・生態系」という文言にすべきというご意見をいただきました。

続きまして、スライドの5ページをご覧ください。

同じく「恵みをもたらす豊かな自然環境を保全」のところの視点・ポイントとしまして、「文化的に維持してきた自然景観・資源」ということをご審議いただきましたところ、2名の方からご意見をいただいたところです。

児矢野委員からは「地域社会及びアイヌ民族により文化的に重要と考えられてきた自然及び文化的な景観・資源」と文言修正すべきであるというご意見をいただいております。

続きまして、武野委員からは、「アイヌの人々をはじめ先人たちが文化的に維持してきた」という表現を追記してはいかがかのご意見をいただいております。

続きまして、スライド6ページをご覧ください。

基本的な考え方の柱の三つ目の「北海道の基幹産業である第一次産業などが有する重要機能を保全」という記載のところ、児矢野委員からご意見をいただいております。

「北海道の基幹産業である第一次産業、観光業などが有する重要機能を支える環境の保全」及び「第一次産業の健全な発展を支える環境の保全」「観光を支える環境の保全」と文言修正すべきというご意見があったところでございます。

今いただいたようなご意見を踏まえまして、温対部会で答申案をまとめたところでございますけれども、その結果をスライド7ページにお示ししているところでございます。

まず、「恵みをもたらす豊かな自然環境を保全」のところの視点・ポイントの上から二つ目でございますけれども、「国際的に保護すべきとされる保全地域の自然環境・生態系」という形で答申案がまとめられてございます。

一番下の五つ目の「アイヌの人たちをはじめとする先人たちや地域社会にとって重要と考えられる自然及び文化的な景観・資源」というように、温対部会の中で具体的に文案がもまれて提案された形で答申案がまとめられてございます。

三つ目の柱については、児矢野委員のご意見を踏まえまして「北海道の基幹産業である第一次産業、観光産業などが有する重要機能を支える環境の保全」、視点・ポイントについては、「第一次産業の健全な発展を支える環境の保全」「観光を支える環境の保全」という形で修正がされているところでございます。1点、児矢野委員から観光業という形でご提案、ご意見をいただいたところでございますけれども、観光業と観光産業は、両方とも言葉は一般的に使われていますが、この三つ目の柱が基幹産業について記載していることから、表記を合わせて観光産業という言葉を使わせていただいているところでございます。

続いて、スライド8ページからは、除外区域及び考慮対象事項への振り分け方についてご説明いたします。

スライド9ページをご覧ください。

除外区域への振り分け方も同様に、赤い点線の枠内にお示したように、まず、除外区域への振り分け方の案として、6月の環境審議会の中で「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、保全対象となる区域の範囲が地番等で明

確又は図示されている区域であって、法令等で施設の設置が困難又は施設の設置に許認可が必要な保全区域。」という資料についてご審議いただきまして、3名の方々からご意見をいただいたところでございます。

まず、児矢野委員から「保全対象となる区域の範囲が地番等で明確又は図示されている区域であって」については、過去の審議会で、これは限定的に過ぎるので削除すべきという意見があったところだと改めてご意見をいただいたところでございます。

続いて、吉中部会長から2点ご提案いただきまして「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域であり、その範囲が明確な区域。」または「環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から、環境保全や防災上の重要性が特に高い区域であり、その範囲が明確な区域。」としてはどうかという形でご意見をいただいております。

続いて、児矢野委員から「法令等で施設の設置が困難又は施設の設置に許認可が必要」は、これも過去の審議会で削除すべきということが指摘されているので、削除すべきと考えているというご意見をいただいたところでございます。

これらの資料とご意見に対しまして、スライド10ページ目にお示ししたとおり、三つのご意見を反映いたしまして、温対部会の中で「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域であり、その範囲が明確な区域。」という形でご審議いただいたところでございます。

その際に、検討が必要と思われる影響といたしまして、「その範囲が明確な区域」の定義が不明確でございますので、全ての区域が除外区域に設定され得ることになるという懸念、また、市町村が除外と考慮の違いを理解することが困難になるのではないかと検討の論点をお示しした上でご審議いただきまして、一番下にお示しした温対部会での審議結果といたしましては、この振り分け方自体が、これ自体は基準ではございませんで、この審議の中で除外区域と考慮対象事項のどちらに振り分けるかということをつかりやすく審議を具体的に進めるために事務局が提案したものでございますので、もう現在はその役目を全うしたと考えられるため、この表現などを改めて審議せず、次の審議に移ることとされたところでございます。

続きまして、考慮対象区域・事項への振り分け方について、スライドの11ページ目でご説明いたします。

まず、赤い点線の枠内にお示ししたように、考慮対象事項への振り分け方（案）として、これも6月の環境審議会で、「促進区域に設定する際に、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な区域。」「地域脱炭素化促進事業の実施にあたり、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な事項。」について、考慮対象事項へ振り分けてはどうかとしてご審議いただきました。

これに対して、児矢野委員から「考慮対象事項への振り分け方」は、日本語表現として適切ではないので、「考慮対象区域への振り分け及び考慮対象事項の設定に関する考

え方」が妥当というご意見をいただいております。

委員意見も踏まえた振り分け方については、同様に、修正しないで温対部会でご審議いただいたところがございますけれども、こちらも、先ほどの除外区域の振り分け方と同様に、審議を分かりやすく具体的に進めるために事務局から提案したもので、この表現などを審議せず、次の審議に移ることとされたところがございます。

続いて、スライド12ページ目から除外区域と考慮対象事項についてご説明いたします。

除外区域と考慮対象事項については、具体的な基準案についてご審議いただいたところ、委員の方々からご意見をいただいておりますので、その意見の紹介と温対部会のご審議をご説明いたします。

スライド13ページ目をご覧ください。

白木委員から、生物多様性の高い環境の指標種となるような種や希少種については、潜在適地マップを利用して、生息確率の高い区分は促進区域から除外、あるいは、風力・太陽光・地熱発電事業では除外、もしくは、配慮の必要な区域として、生息確率の高い地区で事業を計画する場合の配慮事項として適切な保全が担保できるレベルのきめ細かな基準を明記することを提案しますというご意見をいただいております。

このことについては、温対部会で、潜在適地マップなどは現在も研究中であり、研究結果や情報が更新されるとマップも更新されるものである、また、マップを公表することで希少種の乱獲につながるおそれもあることから、将来的な課題として意見を附帯することではどうかという審議がされたところがございます。

スライド14ページ目をご覧ください。

児矢野委員から、環境影響評価法に基づく配慮書手続で考慮されてきた具体的な基準を道基準に明記するべき、少なくとも原案からは下記の事項が抜けているとして、この半分から下のところの右側になりますが、1) としまして、事業実施予定地について複数案を示し、それぞれについて環境影響に関する検討の経緯を示すこと、2) としまして、想定される予測の不確実性の程度等について、不確実性を生じさせる要因と不確実性の程度を整理すること、これを基準に盛り込んでどうかというご意見をいただいております。

環境影響評価審議会については、環境影響評価審議会及び庁内関係部局については、配慮書段階での環境影響評価の視点で照会いたしまして、その結果を基準に反映しまして、これまでご審議いただいているところがございます。また、促進区域の設定のように事業実施予定地を広域で設定すれば、複数案の検討を満たしたことになりますし、配慮書の段階では施設の規模などは不明のため、不確実性までは分からないことを温対部会の中でご説明したところがございます。

続いて、スライド15ページ目をご覧ください。

児矢野委員から、累積的影響を明示的に考慮対象事項に含むべきという形でご意見を



いただいております。

これについては、温対部会の中で北海道環境影響評価審議会でも長期にわたって検討しているが、明文化できていない基準であるという意見が出ましたので、附帯意見として整理されたところでございます。

続きまして、スライドの16ページ目でございます。

吉中部会長から、市町村の行政区域の全域が除外区域となってしまう場合の措置についてご意見をいただきました。例えば、市町村全域が自然公園区域、鳥獣保護区またはKBAに指定されている市町村については、自然公園の普通地域、鳥獣保護区の特別保護地区以外の地域及びKBAは除外区域として取り扱わず、考慮対象区域として取り扱うこととするが、促進区域の設定に向けての検討に当たっては、これら自然環境の保護を目的とした区域の指定目的・趣旨を踏まえ、極力、促進区域からは除外するよう努めるものとするという特例を設けることを検討されてはいかかかというご意見をいただいております。

この意見を温対部会の中でもご紹介いたしまして、ご審議いただきましたので、その結果をスライド17ページから一つずつご説明いたします。

まず、国立公園、国定公園及び北海道立自然公園についてでございます。

スライドの18ページに制度概要をご説明してございますけれども、こちらは、恐らく自然環境部会の委員の方々のほうが詳しいと思いますので、説明を割愛させていただきます。

スライドの19ページ目をご覧ください。

国立公園、国定公園及び北海道立自然公園については、特別地域だけではなく、全域を除外すべきとするご意見を吉中部会長からいただいているところでございます。

これについて、スライドの20ページ目に、検討の論点といたしまして、市町村行政区域の全域が除外区域になってしまいますと、この制度を活用して地域の脱炭素化を促進できない市町村が発生すること、そのことは、市町村や住民などが協議して合意形成を図る機会を喪失することにもつながりますし、現状と変わらず、事業者主導で再エネ事業の実施場所が選定され、事業が実施されることになり得ることなど、ご覧の論点をお示したところでございます。

その上で、温対部会でご審議いただきまして、温対部会の中では、国立公園、国定公園、道立自然公園の特別地域及び普通地域で、植生自然度9及び10の地域を除外区域に設定してはどうか、ただし、普通地域の植生自然度は9以上の区域にするのか、8以上の区域を除外区域に設定するのかということ、環境審議会でご審議いただきたいということがご審議されたところでございます。

スライド21ページの鳥獣保護区についても同様の考え方で、スライドの23ページをご覧ください。また、吉中部会長から、鳥獣保護区は、特別保護地区だけではなく、全域を除外区域とすべきというご意見をいただいているとこ

ろ、検討が必要と思われる論点といたしまして、人が居住し、開発されている区域や、島の全域もしくは島・行政区域の大半が除外区域になる市町村が発生するという論点をお示した上で、温対部会の中で、先ほどの自然公園の普通地域と同様に、鳥獣保護区内の特別保護地区及び特別保護地区以外で植生自然度9及び10の地区を除外区域に設定してはどうか、ただし、特別保護地区以外の植生自然度は9以上とするか、8以上とするかは環境審議会でご審議いただきたいという形で、温対部会でご審議いただいたところでございます。

続きまして、天然記念物についてご説明いたします。

スライドの25ページをご覧ください。

天然記念物は、植物や洞窟については区域が設定されているところでございますけれども、今、スライドの下半分にお示ししているようなタンチョウ、オジロワシについては地域が定められていないところでございます。

また、オショロコマについては、北海道全域が天然保護区域とされているところでございまして、これら天然記念物に対して現状を変更するときは、許可は必要なところでございます。

これについては、スライドの26ページ目にお示ししているとおり、絶滅危惧種や天然記念物に指定されている動植物の生育・生息地を除外区域とすべきというご意見を吉中部会長からいただいているところでございます。

これに対する検討の論点といたしまして、促進区域の設定の際に十分に調査・検討した上で促進区域から除外するという考えで除外すると、これは考慮対象区域に設定する目的と同様になってしまいますので、除外区域に設定する根拠と整合しないのかなというおそれがございます。

また、市町村が一律に促進区域から除外する場合に、希少動物の生息域・生息地の定義や専門家などによる客観的かつ科学的な知見の提示が必要となるところでございます。

そして、一律に設定することで、生育・生息地が現状と比較して広過ぎるとか、狭過ぎるなどの弊害が生ずる可能性があるということをお示したところでございます。

温対部会の中では、天然記念物は、区域が定められているものは除外区域、区域が定められていないものについては考慮対象事項に設定いたしまして、区域の明確さで分けるところでございましてけれども、希少種の生息域マップ、営巣木と再生可能エネルギー施設の離隔距離、累積的影響を把握する手法などが、今後、確立され、公表された場合は、促進区域の設定や地域脱炭素化促進事業の計画に当たり、適切な環境配慮が担保できるよう、基準を見直すことが望ましいという意見を附帯することとされたところでございます。

続いて、KBA、IBAについてご説明いたします。

スライドの28ページをご覧ください。

KBAは、日本野鳥の会が選定したIBAに鳥類以外の分類群も含めた取組に発展し

たもので、生物多様性の観点からも重要地域として区域が示されているところがございます。その北海道内の位置状況は、スライドの29ページに全道地図と部分的な地図をお示ししているところがございますのでご参照ください。

このKBA、IBAについては、スライド30ページにお示ししているとおり、2名の方からご意見をいただきまして、まずは、吉中部会長から、KBA、IBAとして指定されている区域を除外区域とすべきというご意見をいただいております。

白木委員からは、KBAを考慮対象事項の環境配慮事項の収集すべき情報に追加し、その他のKBAは考慮対象事項のままでよいのではないか、IBAは、様々な鳥類が対象で、保全の必要性が特に高い区域を選定していることから、KBAよりも重要であって、太陽光発電施設と風力発電施設では、市街地を除いて、IBAを除外区域に設定すべきというご意見をいただいております。

スライド31ページをご覧ください。

このKBA、IBAについては、KBAの境界線が名寄駅の周辺の住宅地をはじめとした宗谷本線沿線や、日高山脈から襟裳岬まで、離島全域と、かなり広範囲が定められているところがございます。そのことから、人の居住地域や開発地域、島の全域もしくは島・行政区域の大半が除外区域となる市町村が発生いたしますし、IBAについては、行政区域の全域が除外区域になる市町村、島全体が除外区域になる市町村が発生するおそれがございます。

温対部会の答申案といたしましては、KBAは考慮対象事項に設定、IBAは、太陽光発電施設及び風力発電施設では市街地を除いて除外区域に設定し、その他の施設では考慮対象事項に設定することでよいのではないかという形で答申案がまとめられたところでございます。

ただし、KBA、IBAとも、定められている区域が広くて、人の居住地域や開発地域、島の全域や市町村行政区域の全域または大半が含まれることから、促進区域を設定する市町村への影響を踏まえて考慮対象事項に設定するなど、議論の余地があるため、KBAとIBAの設定について、環境審議会でご審議いただきたいという形でまとめられたところでございます。

続きまして、風力発電における鳥類のセンシティブティマップについてご説明いたします。

スライド33ページをご覧ください。

風力発電における鳥類のセンシティブティマップとは、風力発電の設置によって、バードストライクなどの鳥類への影響が懸念される区域を2次メッシュ単位で評価したものでございまして、10キロメッシュの図面となっております。

マップの状況は、下の図にお示ししてございまして、北海道全域と、拡大して根室半島の状況をお示ししておりますので、ご参照ください。

スライド34ページ目にセンシティブティマップについていただいたご意見をお示し

しているところでございますけれども、まず、吉中部会長から、センシティブティマップについては一律に除外すべきというご意見をいただいているところでございます。

続いて、白木委員から、レベルA3以上は原則除外にするということと、それ以外は、確実な生息地情報を得た上で、専門家に確認して影響のある範囲を除外するという形でどうかというご意見をいただいております。

検討が必要と思われる論点といたしまして、このセンシティブティマップの作成目的は、自然環境の保全と再生可能エネルギー導入の両立を図るため、このマップを作成することで自然環境に配慮した再生可能エネルギーの適切な導入を加速するというもので、その内容は、注意喚起を行うものであり、建設してはいけない場所を示した地図ではないということが環境省のホームページに記載されているところでございます。

また、センシティブティマップの注意喚起は、10キロ単位のメッシュで表示されているため、机上や現地で詳細区域が分からないというご意見をいただいているところでございます。

温対部会の答申案といたしましては、センシティブティマップを考慮対象事項に設定し、適正な配慮の考え方に、注意喚起レベルA3以上の区域は再エネ事業の実施を避ける、やむを得ず当該地を避けられない場合や注意喚起レベルA2以下の区域は、確実な生息地情報を得た上で、専門家に確認して影響のある範囲を除外すると設定してはどうか、一方で、市町村や地域住民、事業者などの視点に立つと、注意喚起レベルA3以上であっても、一律に再生可能エネルギー事業の実施を避けるように基準を設定することは、市町村や地域住民などが協議し、再エネ事業との合意形成を図る機会の喪失につながることを踏まえて、センシティブティマップの設定について環境審議会の中でご審議いただきたいという審議がなされたところでございます。

続きまして、考慮対象事項についてご説明いたします。

考慮対象事項については、スライドの36ページから38ページにかけて、白木委員からかなり具体的にご意見の提案をいただきまして、それを反映したものを6月の環境審議会でご審議いただいたところでございます。

その意見の論点をスライドの39ページにまとめたところでございますけれども、まず、一つ目といたしまして、種の保存法、国内希少野生動植物種に指定された鳥類及びレッドリスト絶滅危惧IB類、IA類のうち、北海道として保全の必要性が高い種などについては、次のように審議してはどうかという形でご意見をいただきました。

例といたしまして、オジロワシの繁殖地について、風車の規格、施設の規模によらず、営巣木から半径1キロメートル以内の範囲は除外する、営巣木から半径2キロメートル以内の範囲を原則除外するということを審議してはどうかというご意見をいただきました。

続いて、累積的影響については、該当区域が保全すべきレッドリスト掲載種の生息地や渡り経路等にあつて、一定の距離に既存もしくは計画中の風力発電がある場合は、そ

の全容を示し、方法書以降において実施する累積的な影響の査定、評価に見解を示すことというご意見をいただきまして、距離については審議会の中で審議してはどうかというご意見をいただいたところでございます。

これについては、温対部会の審議の中で、潜在適地マップなどは現在研究中であり、研究結果や情報が更新されるとマップも更新される、また、マップを公表することで希少種の乱獲につながるおそれもあることから、将来的な課題として意見を附帯するということと、先ほども申し上げたとおり、累積的影響についても、北海道環境影響評価審議会でも長期にわたって検討しているが、明文化できていないことから、これらについては、附帯意見として取りまとめられたところでございます。

続きまして、スライドの40ページをご覧ください。

白木委員から、事後調査について、次のように、記載、審議のご提案をいただいているところでございます。

法アセスでは実施も結果の公表も義務化されていないため、なかなか現状が明らかではないと。不確実性のある項目については事後調査を義務づけるべきと考えて具体的な基準案をお示ししていただいたところでございまして、事後調査を実施すること、事後調査において悪影響が確認された場合は、確実な悪影響回避措置を取ること、また、事後調査の結果については、北海道のほか、要請のあった場合には地域住民にも情報を開示することというご意見をいただいたところでございます。

このことについては、温対部会の中での審議結果といたしまして、促進区域の設定に関する北海道基準の答申案の第3章の促進区域の設定等に当たっての留意事項のところで、ちょっと飛びまして、資料1をご確認いただけるでしょうか。資料1の80ページ目でございます。

最後の80ページに三つポツがありますけれども、最後のポツに「再生可能エネルギー施設の運転開始以降も、周辺施設における生活環境への影響、野生動植物の生態や生息系への影響、地域資源への影響などのモニタリングを実施し、結果を定期的に協議会において公表し、関係者の保有するデータも併せて意見交換することで、影響を評価しつつ運転や全体計画を見直す「順応的管理」を検討すること。」として追記してはどうかという形でまとめられたところでございます。

そうしましたら、参考資料1の先ほどのスライドにお戻りいただけますでしょうか。

スライドの41ページをご覧ください。

スライドの41ページは、今までご説明した中での附帯意見としてこう取りまとめているかどうかという温対部会案でございます。

促進区域の設定に関する北海道基準を審議した際に、次のような意見が出されたということで、ポツが三つありまして、保護増殖事業対象種のような希少種などの生息確率や潜在適地などを記したマップが作成されることが望ましい、希少種の営巣木から再生可能エネルギー施設を離隔する距離を検討する必要がある、複数の再生可能エネルギー

施設による累積的影響の把握は明文化されていないものの、累積的影響を把握する手法が確立されることが望ましいというご意見があった中で、道としては、以下のことに配慮してはどうかという形で、三つの点をお示しいただいたところでございます。

一つ目が、保護増殖事業対象種のような希少種などの生息確率や潜在適地などを記したマップを主体的に作成することが望ましい、二つ目が、希少種の生息域マップ、営巣木と再生可能エネルギー施設の離隔距離、累積的影響を把握する手法などが、今後、確立され、公表された場合は、促進区域の設定や地域脱炭素化促進事業の計画に当たり、適切な環境配慮が担保できるよう、基準を見直すことが望ましいこと、もう一つが、人的・技術的リソースが限られる市町村が促進区域の設定を検討するに当たって、北海道が市町村を適切に支援することが望ましいこととされたところでございます。

もう一つ、配慮基準の見直しについても附帯意見として記載されてございますけれども、そのことについては、後ほどのスライドでご説明いたします。

続いて、特例事項及び適用除外について、スライドの43ページをご覧ください。

配慮基準の中で、基準の一部を適用させない特例事項、及び、基準の全てを適用せずに国の基準に準じる適用除外を定める施設の種類、規模などの案として、ご覧の表をお示したところでございます。

まず、特例事項については、全ての再エネ発電施設や再エネ熱供給施設について設定しないことではどうか、適用除外については、再エネ発電施設のうち、太陽光について、建築物の屋根、屋上または壁面に設置するものは適用除外としてはどうか、再エネ熱供給施設については、太陽熱と大気中の熱その他の自然界に存する熱を利用する再エネ熱供給施設について、同様に、建築物の屋根、屋上または壁面に設置するものは適用除外にしてはどうかという形でご審議いただいたところでございます。

このことについて、6月の環境審議会の後に児矢野委員からご意見をいただきまして、適用除外についての取りまとめ案では、規模いかにかわらず、設置場所だけで全て適用除外になっている、規模要件を入れるべきではないかというご意見をいただいたところでございます。

温対部会としては、環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインでも、施設の規模によらず、建築物の屋根、屋上または壁面に設置するものはガイドラインの対象から除くと規定されていることから、規模要件は入れず、原案のままとすることがよいのではないかとという形で取りまとめられたところでございます。

続いて、配慮基準の見直しについて、スライドの46ページをご覧ください。

配慮基準の見直し案については、赤線の枠内のところで、本規則、省令のことでございますけれども、省令第5条の6第5項の規定により、ゼロカーボン北海道推進計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適時行うものとしますという形で、6月の環境審議会でご審議いただいたところ、2名の方からご意見をいただいたところ

でございます。

まず、児矢野委員から、この基準の見直し案は、省令の該当部分の完全なコピーなので、あえて明記する意味はない、例えば、施行後3年間は毎年の見直し、その後10年間は2年ごとの見直し、その後は10年間の最後の見直し時に妥当と判断された期間における定期的な見直し、ただし、必要があると認めるときは、その都度の見直しを行うという記載とすべきとのご意見をいただいたところでございます。

もう一つは、吉中部会長から、本基準の見直しを定期的に行うものとし、その際には北海道環境審議会の意見を聴くものとするという記載としてはどうかというご意見をいただいたところでございます。

温対部会の審議結果は、スライドの47ページにお示ししてございますが、まず、温対部会の中で、基準の見直し時期は年数を定めたほうがよいとする意見もある一方で、短期間での頻繁な見直しは、基準の信憑性を低下させて、社会的混乱の原因になるとする意見があったところでございます。

温対部会の答申案としましては、規則で、「都道府県は」、略してございますけれども、「必要があると認めるときは、都道府県基準の見直しを行うものとする。」と規定されているところであり、他府県も同様に定めていることから、原案のままでよいのではないかという形でまとめられたところでございます。

あわせて、附帯意見としまして、市町村による促進区域の設定状況を北海道環境審議会に報告するとともに、今後も必要に応じて基準を見直すことが望ましいという意見を附帯してはどうかという形でまとめられたところでございます。

続きまして、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示について、スライドの49ページをご覧ください。

この例示については、地域脱炭素化促進事業に当たって、その事業に対して地域の経済や社会の持続的発展に資する取組を求めることが、温対法上、できまして、その取組例を市町村に示してはどうかという環境審議会委員のご意見を踏まえてご提案させていただいているところでございます。

地域へのメリットとしまして、地域経済への貢献として、域内へ安価な再生可能エネルギーを供給することで経済循環を推進する取組や、地元の雇用創出、再生可能エネルギー事業に関する地域の人材育成などという取組例を求めているかどうか、地域における社会的課題の解決としては、再生可能エネルギーによる非常時の災害用電源としての活用によってレジリエンスを向上させることや、耕作放棄地、荒廃農地の活用による獣害対策などを求めているかどうかということを示してはどうかということでご審議いただきました。

スライド50ページをご覧ください。

この例示について、児矢野委員からご意見をいただきまして、これはいかなる位置づけのものなのかということで、この道基準に明示するということなのかということでご

意見をいただきまして、原案の記載事項の内容は「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全」に関する事項ではないので、改正温対法の趣旨からは道基準に明示すべき事項とは思われないため、削除すべきというご意見をいただきました。

検討が必要と思われる論点といたしまして、この取組については、温対法上、地域脱炭素化促進事業に求めることができる取組でございますので、市町村さんが具体的にイメージできるように例示してはどうかという委員の意見に基づいて記載しているところでございます。かつ、この例示は、他府県でも同様の記載が見られるところでございますという論点をお示した上で、温対部会の答申案としては、自治体にとって分かりやすくなるため、記載は残すけれども、何に対する例示なのかつながるように、例示に関する内容が記載されている前文に記載箇所を変更するという形でご審議いただいたところでございます。

恐縮でございますが、再度、資料1をご覧くださいませでしょうか。

資料1の答申案の2ページでございます。

第1章の基本的事項のところに基準策定の趣旨を記載してございますけれども、この下段に、この地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示を移してはどうかという形で、温対部会の答申案を取りまとめられたところでございます。

スライドの51ページ目からは、主に審議会の審議の進め方という論点などについてご意見をいただいたところでございますので、スライドの52ページから54ページまでご参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

それでは、時間も限られていますので、実質的な審議を行っていききたいと思います。

今ご説明に使われたスライドはあくまで説明用の資料ですので、答申案としては資料1をご覧くださいませのほうがいいかと思えます。この資料1に沿って、特にこの部会で審議を要求されているところを順に見ていききたいと思います。途中でこれも飛ばしているということがあれば、その都度、ご指示、ご教示いただければと思います。

この資料1をめくっていただいて、目次があつて、基本的事項、基準の位置付け、この辺は今も親会で議論が続いておりますので、それはそれとして、4番の対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等ということで、先ほどのご説明では、最後のほうでご説明いただきましたけれども、説明資料で言いますと、スライド資料の43ページですね。「特例事項」「適用除外」(案)ということで、太陽光発電施設のうち、建築物の屋根、屋上、壁面に設置するものは適用除外、つまり、この基準を適用しないということですね。それから、太陽熱供給施設のうち、同じく、建築物の屋根、屋上または壁面に設置するもの、その他熱供給施設のうち、同じく、建物の屋根、屋上、壁面に設置するものは、全て対象としない、適用除外するというのが4番です。

まず、ここについていかがでしょうか。



この部会としては、多分、建築物の上につけられる施設が自然環境に与える影響あるいは景観に与える影響、そういったものがポイントかと思います。

○白木委員 4番についてですが、例えば、除外区域としている国立公園特別保護地区とか、そういったところにある建物の上あるいは壁面に、太陽光パネルを幾らでもつけてよいということになると、やはり、問題が生じるのではないかなと思ひまして、審議が必要だと思います。

それで、ほかの都府県の配慮基準だと、岩手県でしたか、幾つかの県で10キロワット未満のものは適用除外としているところがありました。

それは、たしか宅地に太陽光パネルをつけるもの以上ぐらいの容量だったと思うので、規模要件はご審議いただく内容かなと思います。

○吉中部会長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

今、白木委員からご提案があったのは、建物の上であろうと、何らかの規模要件を設けたほうがいいのではないかと、ほかの都府県の例では、家庭用の発電施設が割と10キロワットという基準になるのかもしれませんが、そういったもの、あるいは、別の基準があるのかもしれませんが、いかがでしょうか。

まず、その基準を設ける必要があるかどうかというところで、今、事務局案のように、建物の上であれば、どんなに大きなものでもいいのかという辺りのご意見があればと思います。

幾つかポイントはあるのだと思うのですよね。遠くから見たときの景観、あるいは、反射光の問題、あるいは、鳥や昆虫がそれに誘引されるとか、あるいは、逆に目に悪影響が出るとか、いろいろなことがあるのだとは思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○白木委員 先ほど国立公園特別保護地区という例で話をしましたが、それは、自然環境に対する影響であるとか、景観に対する影響ということがあるのかなと思ったのですが、例えば、市街地の中につくると、やはり、今、部会長がおっしゃったような光、反射の問題とか、気温が変わってしまうというような問題が生ずるという知見が示されていますので、それも含めて検討すべき事項かなと思います。

専門的な知識が必要なのかなとも思うので、私からどのぐらいだったら市街地では駄目とかということとは言えないのですが、検討は必要かと思ひます。

○吉中部会長 いかがでしょうか。

具体的な基準について、限られた時間で今すぐ設定するのはなかなか難しいとは思ひますけれども、この専門委員以外の専門家にも確認していただくなどして、一体何キロワットぐらいまでなら除外区域としても自然環境に支障がないのかという辺りをもう少し丁寧に審査していく必要があるのかなというご意見だと思いますが、そのことについていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、この部分については、何らかの規模要件を設定すべきという部会の意見とさせていただきたいと思います。

続いて、基本的な考え方のところですが、これも審議会で議論されているところで、ここで具体的なことについて皆さんのご知見をお借りすることも有益とは思いますが、あまり時間を取りたくないで、次に行きたいと思います。

それから、基準の見直しのところも、もし時間があれば最後にしましょうか。

一番、この部会で皆さんからの意見をいただきたいと思っているところは、具体的な基準のところだと思いますので、資料1の5ページ以降をご覧ください。

先ほど事務局からご説明があったことが実際の基準ではこういうふうに書かれていくということで、それぞれの種類ごとの再エネ発電施設の基準でまとめられております。

まず、一つ目が太陽光の発電施設の基準ということで、まず、除外区域の基準、それから、7ページで考慮対象事項の基準ということでまとめられています。そのつくりはよろしいでしょうか。

それで、5ページは、太陽光発電施設に関する基準ということで、促進区域に含めることが適切でない認められる区域として、以下に挙げた表1の区域は促進区域に含めることが適切でない認められる区域ということで提案がされております。

特に、先ほど事務局からのご説明でポイントを幾つか挙げられておりましたけれども、一つは、この表1の大きな二つ目のコラムでしょうか、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響というところで、保護区関係の植生自然度に照らした提案がされています。ここがこれでいいのか。

それから、主要な眺望点、景観資源並びに主要な眺望景観への影響という6ページのところでも、同じく植生自然度という基準で線引きをするのはどうかという提案がされています。

そして、希少種の関係でも幾つかポイントはあったと思いますけれども、まず、その保護区関係のところはいかがでしょうか。

これは、先ほどご説明があったとおり、そもそも植生自然度という切り口をまず私が挙げたのが、この資料で言うとスライド資料の19ページです。

ここで、参考までにこの植生自然度というもので見たら、北海道の国立公園や道立自然公園というのは、普通地域であっても、植生の面からも重要な場所が結構あるのですよというのを例示するために挙げたのですけれども、それがどうも何か独り歩きをしてしまったようで、生物多様性全体の全般の評価が植生自然度でできてしまっているみたいなイメージを持たれてしまうので、私はこれは非常に問題と思っているのですが、いかがでしょうか。

○白木委員 これをどこで線引きするかというのは、非常に難しい問題だと思っていますが、一つの考え方として、先ほどネイチャーポジティブとの関連について部会長がおっしゃっておりました。また、北海道の生物多様性保全計画について今審議しているので

すが、その中では、生物多様性の高い場所を保護するというだけでなく、今低くなっている場所でも、必要な場所では回復とか維持に努めるというものが入っていたと思うのですね。

そのような他の関連施策とのつながりも考えなければいけなくて、例えば、国立公園とか道立公園の普通地域というのは、これから生物多様性保全計画の中に盛り込んでいく保護区の中で、例えば維持回復に努める場所に入るのではないかなと私は思うのですが、まず、その辺りの考え方を事務局の方にもお伺いしたいなと思います。

私としては、植生だけでなく、やはり、生物多様性をこれから維持保全、回復をしていかなければいけないエリアであるということからも、できれば普通地域も含まれることが最も望ましいのではないかと思います。区分で切るとしたら、例えば、市街地とかですね。そういったことを考えました。

○吉中部会長 まず、事務局にご質問がありましたけれども、いかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 生物多様性保全計画の中での考え方としては、土地の利用という観点で、国の30 by 30などの考え方にも照らしながら維持回復を図っていくという考え方はあるのですけれども、全ての場所を保全するというわけではなく、ある程度、考え方を整理しながらいくことになるのかなと思います。

ですから、今の段階で、例えば、今の自然度の高いところ以外の場所でどういうところを回復していくのかということをお示しすることは、この計画の中では難しいのかなと考えています。

○吉中部会長 植生自然度のことですけれども、つくっていただいた参考資料に少し色分けされた図面、あるいは、それぞれの植生自然度数の植生区域はどんなものが選ばれているかというのが参考資料の3で書かれてありますので、適宜ご覧いただければと思います。

ほかの方はいかがでしょうか。

今、どういうわけか非常に矮小化されて、9・10とか8・9・10、どちらにするかというような議論がされていましたがけれども、例えば、2の農耕地、水田というのも、ラムサール条約の登録湿地の対象にもなるほどの生物多様性が認められているところだと思いますし、今、再生という点からすると、2030年までに劣化した自然環境の場所30%を再生するという大きな目標も示されているところからすると、果たして、植生自然度10・9とか8とかで切るのがいいのか、また、今日、鳥の専門家の方がいらっしゃいますし、野生動物の専門家の方もいらっしゃいますので、そういう視点から、この植生自然度を適用することが果たして適切かどうかということも含めて、ご議論、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○松島委員 植生自然度に関しては、確かに植生の指標の一つではあると思うのですけれども、これは生物多様性を必ずしも表しているものとは思っていないので、植生自然度は、多分、範囲が明示されやすいというので、尺度としては使いやすいのだと思うので

すけれども、必ずしもこれが10だから全てが重要だというわけでもないとは思っていて、かといって、低いから、そこは重要でないというわけでもなく、今、吉中部会長がおっしゃったとおりなので、植生自然度は尺度の一つであるけれども、あまり引っ張られ過ぎないほうがいいのではないかというのが私の意見です。

もう一つ、根本的に今のご説明をお伺いして思ったことが、まだリスクが明確でないとか、研究段階であるというところで、そこは除外区域には入れずに、いずれ分かったら入れようという方針だということをご説明いただいたと思うのですが、これは、自然環境部会のメンバーとしては逆なのですね。絶滅してからではもう復活できないので、基本的にそのリスクが考えられますが、エリアは外しておいて、リスクがないということが証明された段階で入れるというように、考え方がちょっと違うのかなというのが私の意見です。

環境省では、いろいろとこういうガイドラインを使っているというのももちろん分かるのですが、そこは北海道の地域性というのも考慮してもいいかなと考えています。

○吉中部会長 今の後段のご意見は、まさに、もう10年以上前ですか、もう20年ぐらいですか、国際的にはプレコーショナリー・アプローチということで、起きてからでは遅いのだよというのは当然のこととして、自然環境を扱う我々には常識ということだと思います。

ほかの委員の方は何かございますでしょうか。オンラインの方も特にございませんか。

○松島委員 ご質問ですけれども、先ほど島全体が保護区域に指定されているようなところではちょっと困るというようなご指摘があったかと思うのですが、そもそも保護区域に全体が指定されている島嶼域というのは、恐らくCO<sub>2</sub>の排出量でもかなり低い場所なのではないかなと思っていて、そうすると、逆にインセンティブがあるのではないかなと私なんかは素人目には思うのです。都市が削減に努める上で、保護区域としてそこを保護しているだけで、それはプラスに働いているのではないか、その辺の議論はどうなっているのかということをお教えいただければと思いました。

○吉中部会長 審議会の中で、私から保護地域で100%覆われているようなところはむしろメリットなのだということをしっかり伝えていくべきというご意見は申し上げていたのですが、それがなかなか審議されていないというか、事務局の中でそしゃくされていないのかなと思っておりましたが、事務局から、何かご意見、ご回答があればお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） これまでのご審議の中で、今、松島委員がおっしゃったようなご意見は特段いただけていないところでございますけれども、スライドの18ページをご覧いただきたいと思います。例えば、自然公園であれば、特別地域についてはそもそも再エネ事業が禁止であったり、許可をすればできる区域がある中で、普通地域については、届出要件に合致した場合にのみ届出をする、それ以外の場合は届出不要で再

エネ事業ができるということ、また、今ちょうど島嶼域の地図をお示ししているところ  
でございますけれども、島の中で既に人が住んでいるところであるとか、人が住んでい  
るところもまだ開発エリアがある中で、そこも含めて既に人の手が入って実際に住んで  
いるのに、この制度では、そこでは再エネ事業をやってはいけないということについて、  
バランスが悪いのではないかとのご審議になっていたのかなと思っているところでご  
ざいます。

そのため、また、この島全体が、先ほどご説明したとおり、そういった形で島全体を  
除外区域にしてしまっ、そうすると、この市町村さんはもうこの制度を使うことは全  
くできないので、その地域の脱炭素化はどうあるべきかということはこの制度を使って  
やるができない、もしくは、事業者目線では、この制度を使わずとも、この自  
然公園法の手続を踏めば事業ができるということで、事業者都合で、地域の合意がない  
中でこの事業をすることは可能でございますので、そういったこともある中で、この制  
度を使わせて地域と合意した事業の推進を図ったほうがいいのではないかとご審議  
があったものと承知してございます。

○吉中部会長 先ほど私が申し上げたとおり、私は発言しておりますので、ご確認ください。  
保護地域で全部覆われているところは、むしろ、北海道としてそのことを支援すべ  
きというような趣旨でご発言しております。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

どうでしょうか。今の案では、松島委員から植生自然度にあまり引っ張られ過ぎる  
のはどうなのかというご発言があって、なおかつ、白木委員からでしょうか、再生すべ  
き場所というのが、そういうところからも出てくるのではないかとご意見で  
した。

それでは、例えば、普通地域のどこを除外区域から除外するのか、しないのかという  
ことも含めてなのですが、例えば、鳥なんかで、例えば、市街地を促進区域に含めない  
ということにすると、植生自然度の、植生自然度とも関係しないか、市街地の中に  
いる鳥とかというのをどう考えればいいのでしょうか。

市街地と言っても、その中に割と大きな公園があったり、緑地があったり、樹林帯が  
あったり、いろいろなモザイクがあるのだとは思っています。

○猿子委員 今、白木委員と松島委員のご意見はごもっともだと思っていました。

確かに、この植生自然度だけでやると、ちょっと無理があるなとは思って、これだけ  
にこだわらないほうがいいのではないかなとは思いました。

ただ、市街地をどうするかという話は、あまり私の頭の中には入って来ていなかった  
のです。すみません。

○吉中部会長 いいえ、どうもありがとうございます。

ほかの委員はどうでしょうか。

○松島委員 鳥の話ではないのですけれども、植生自然度で言えば、例えば、二次林とか

二次草原というのは、結構、希少種が住んでいたりするような環境なのです。人が手を入れ続けることによって成立した環境で、今、例えば、里山ですね。それが手を入れなくなったことで、そういった今まで普通にいたものが絶滅危惧種になっているという環境なので、必ずしも植生自然度が低いから重要ではないということではないというところで、むしろ、そういうところが開発されていってしまうことで、よりそういった環境の生態系の保全というのが後退していくのではないかという懸念があります。

そういう点でも、あまりこの植生自然度に引っ張られ過ぎないほうがいいのではないかとというのが意見です。

○吉中部会長 ほかの方はよろしいでしょうか。

今のご意見では、3名の方からこの植生自然度だけを根拠に線引きをするのは適切ではないのではないか、ただ、では、どこでというのは、保護区域全部という考え方もあれば、もしかしたら、既に市街化されているようなところとか、そういうところを除外区域から除外するのか。あるいは、先ほどの除外対象でしたか、何と云うのでしたか、対象としない施設の設置場所というので、建物というのが挙がっていますので、建物の上は除くみたいな、でも、それは、除外対象にしてしまえば、もちろん自動的に除かれると思うので、建物の上は大丈夫ということだと思のですが、そういうものとか、いろいろと出てきそうな気はするのです。

例えば、国立公園、国定公園、鳥獣保護区全域を除外区域とする、ただし、何キロワット以下の発電施設については、建物の上、屋上、屋根、壁面は対象としないという手もあるかもしれないと思いますが、いかがでしょうか。

○松島委員 一方で、植生に関しては、手つかずの場所というのは当然保護すべき場所で、必ずしも自然公園区域に入っていない植生自然度10の草原などもあるので、その辺は使っていただきたい、残していただきたいとは思っています。

また、普通地域を加えるかとか、そこは別の議論として扱っていただければというのが私の意見です。

○吉中部会長 今おっしゃったのは、除外区域ということでいけば、資料1の5ページの植物の重要な種及び重要な群落への影響というところで、もしかしたら植生自然度9・10とかというところは除外区域にする、こういうご提案と思ってよろしいですか。

○松島委員 今、例えば、植生自然度が出てくるのは、鳥獣保護区域内とか国立公園区域内、そういう保護区域内の中で特に9・10というような指定があるところという表現なのですけれども、必ずしも保護区域になっていない、要はギャップになっているところが、事実、今まだたくさんあるので、しかも自然草原というのは何で10かというところ、ほとんど残っていないからなのですよね。

そういう場所は、これからポテンシャルもあるし、国土的にも非常に希少な環境になっているので、そういうところは、私の意見としては無条件で入れるべきだと考えています。

○吉中部会長 ほかの委員からご意見がありましたらお願いします。

ですから、具体的には、今、太陽光のところだけを今見えていますけれども、全般に共通するのだと思いますが、除外区域——促進区域に含めることが適切でない認められる区域で、保護区関係を今議論してきたところですが、それに加えて、植物の重要な種、重要な群落というところで、植生自然度の9・10や8・9・10みたいなところを入れるのが適切ではないかというご意見です。

いかがでしょうか。

○近藤委員 確認ですけれども、4ページにある本基準の見直しを適時行うものとするというのは、5ページ以降のこれらに関するものも該当するということなのですね。

記載事項の内容について見直しをするというのは、この5ページ以降のこういうものについても見直しの対象になるということでもいいのですね。例えば、砂防指定地だと、いろいろなそういう土地の安定性への影響のいろいろな場所と載っていますけれども、これらは、この4ページの、例えば、この場所にまた追加するとか、こういうのは除くとか、そういう見直しに該当するということによろしいですね。6の基準の見直しというのは、そういう意味でいいのですね。

○吉中部会長 私の理解では、この基準全体ということなので、具体的な表もということによろしいですね。

○事務局（尾原課長補佐） 結構です。この具体的な除外区域と考慮対象事項について、基準の見直しということです。

○吉中部会長 ほかによろしいでしょうか。

○近藤委員 もう一点は、山の管理で、土砂流出防止林という規制力の何もないですけれども、そういう指定の山というのはなかったでしょうか。

よく森林の関係で土砂流出防止林という、全然、法律的には規制力のないのですけれども、営林署さんで何かそういう山をただ指定している場所というのは存在しなかったでしょうか。私も自信はないのですけれども、今はなくなりましたか。

あくまでも土砂のほうです。もうなかったですか。保安林は有名なのですからね。

○事務局（尾原課長補佐） 今のご指摘の土砂流出防止林は、保安林の中に含まれているそうです。

○近藤委員 了解しました。ありがとうございます。

○白木委員 先ほど出ていた、自然度の高い植生は、公園にかかわらず、保全していくべき、除外すべきという意見には賛同いたします。

その上で、先ほどの、公園内、普通地域内をどうするかということですが、鳥の多様性を保全する、あるいは、現時点では低いところでも、今後、維持保全、維持回復に努めていく必要があるということを念頭に置いて考えると、やはり、普通地域もそういった対象になるべき場所だと思うので、入れるべきと思いますが、公園内で保全措置あるいは維持回復措置が必要でない場所が含まれるかということを見ると、市街地はそれ

に当たるかもしれないので抜くとしたら市街地か、不明区分というのはよく分からないのですけれども。また、市街地に関しては、国立公園内ではなくても市街地に緑地や樹林帯がパッチ状にでもあれば鳥はそれを利用して生息します。鳥類のことだけ考えると、普通地域も含めて、国立公園で緑地が含まれる市街地を抜くのは適切ではないかもしれません。

鳥獣保護区などにも市街地が入っていたりするのですか。

○吉中部会長 いかがでしょうか。市街地というか、開発された場所という意味では、駐車場の時期があったり、そういうこともあると思うのです。

どうでしょうか、事務局。鳥獣保護区の普通地域の中に市街地はあるかというご質問です。

○事務局（尾原課長補佐） スライド23ページに鳥獣保護区の扱いということでお示ししてございますけれども、室蘭の工業地帯近郊という、人が居住し、開発されている区域についても、鳥獣保護区に指定されている実績がございます。

○事務局（橋本課長補佐） 鳥獣保護区自体は、鳥獣の保護、繁殖を目的にしているのですけれども、中には、市街地の中の緑地とか、そういうところ、あるいは、学校林みたいなところが指定されているケースもありますので、土地利用自体が、建物が建っているところが鳥獣保護区になっているというのは、狩猟を禁止するとかいう目的のことを考えてもあまり該当はないのかなと思いますけれども、市街地の中のそういう緑地ということであれば、鳥獣保護区になっているケースというのはあると思います。

○白木委員 そういう場合は、例えば、この植生図だと市街地という色がついているところが鳥獣保護区になっているということになるのですかね。それとも、それは緑地として、二次林とか、自然林とか、そういう色がつけられているのですか。

○事務局（橋本課長補佐） この植生自然度自体は、現況の植生で表示されていますので、もし市街地の残された緑地の中が鳥獣保護区になっているようなケースがあれば、それは市街地ではなくて緑地になっていると思います。

○吉中部会長 私の知る、記憶の範囲で申し上げますと、植生自然度の分類は、全国5万分の1の植生図でつくっているのを、1枚の5万分の1をさらにほぼ1キロメッシュで区切って、その中の優先している植物群落を一つのメッシュの植生区分にしていたような気がします。

ですから、1キロの中に、市街地の中の1キロであっても樹林地帯が多い、それは樹林というふうに認識されるのかもしれないと思います。

違いますかね。いかがでしょうか。私の認識は間違っていますか。

○事務局（尾原課長補佐） 参考資料3に、植生自然度区分の凡例をお示ししているところでございますけれども、ご覧いただけますか。

その中に、一番下の1番の市街地については、区分基準として、市街地、造成地などの植生のほとんど存在しない地区というものが市街地などとして区分されているようで



して、主な凡例として、市街地、工場地帯、造成地、煙害跡裸地、泥炭採掘跡裸地、干拓地などがこの市街地などの区分に記載されているところでございます。

多分、これ以上の情報を我々は持ち合わせていないのかなと思います。

○吉中部会長 これだけで時間を全部費やしてしまうわけにいかないの、取りあえず、まとめたいと思います。

大きな方向としては、植生自然度のみをもって線引きの指標とするのは不適切である、生物多様性という観点からの慎重な線引きが必要ではないか、その一つの案としては、保護区域、保護区の全域を除外区域とする、ただし、今、議論になっております市街地、あるいは、開発された場所、あるいは、建物が建っている場所、そういったところをどういうふうに除くかというのは、少し技術的な検討が要るかと思いますが、大きな方向性としてはそんなことでよろしいでしょうか。

それともう一点、植生自然度という観点からすれば、むしろ、まさに貴重な植生のところはすべからく除外区域とすべきというご意見ということだと思います。

取りあえず、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、先に進みたいと思います。

資料1の同じく除外区域の基準のところでは幾つか残っていませんか。もう考慮対象事項のほうに移って大丈夫でしょうか。

事務局のほうで、この除外区域のところ、特にこの部会の意見を求めている事項はほかにございましたでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 論点スライドでお示したところが大きな論点としてご審議いただいているところですので、この内容は、まず、恐らくご審議いただけたほうがいいですし、それ以外にも、この答申全体をご審議いただく必要があるということで親会で決定されたところがございますので、それ以外についてもご審議いただければと思います。

○吉中部会長 それでは、幾つか出ておりましたけれども、希少種関係、それから、環境影響評価法あるいはアセスの手續関係のところでも、この説明資料のところでは同じ項目で挙がってきておりますね。

累積的影響、それから、今ご議論いただいた保護区の関係、それから、天然記念物ということですが、どうでしょうか。

例えば、今めくったところで恐縮ですが、説明資料のスライド26ページでは、絶滅危惧種や天然記念物に指定されている動植物の生育、生息が確認されたところは、すべからく除外区域とすべきという、私の一委員としての意見を出していますけれども、この辺りも、もしご意見があればお願いします。

先日の親会では、そうはいつでも、そんな調査を誰ができるのですかみたいなご意見もあつたりしましたけれども、できる限りの調査、既存資料、専門家の意見を聞いて、

見つかった場合は除外区域としたらいいのではないのでしょうかというお答えを私はしたような気がしますが、いかがでしょうか。

○白木委員 考慮箇所が発言しようと思っていたのですが、除外するとしても、どこをどのくらい除外するのかという指摘は必要なかなと思っていて、それは種によって違いますし、知見がないようなものもあります。ですから、原則的には、その種に関して精通している専門家にまずきちんと確認する、そして候補地に生息地があるか、もしあるのであればどこにあるかということはこの段階ではっきりとさせておくことがまず重要だと思っています。

ピンポイントで営巣をしている場所とか、越冬場所とか、そういうところは当然除くべきですが、それらの場所から広がりを持った範囲を除外する、あるいは、配慮をするということが必要なので、その辺りの個別のことは、動物への考え方、配慮事項のほうで示していくのがいいのではないかなと思います。

ついでみたいになってしまって申し訳ないのですが、センシティブティマップのA3というランクは、除外区にするということになっていたのではないかなと思っていたのですが、審議いただきたいと書いてありますね。

説明資料35ページ、22の風力発電における鳥類のセンシティブティマップの扱い、これは風力だけなのですかね。ここでは、A3以上は除外ということで、温対部会の答申でも、A3以上の区域は再エネ事業の実施を避けるというような回答もここに書かれていますので、私はA3以上は除外でもいいかなと思うのですが、記載されていないのかなと思います。

○吉中部会長 EADASのA3レベルからというのは、どこかに書いてあったと思うのですがけれども、説明資料35ページで、実際の基準のほうでは、事務局、分かりますか。EADASのA3をどうするこうするというのは、基準のどこに表れていますでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 18ページの風力発電の考慮対象事項の中で、センシティブマップについて、ちょうど中ほどのところに、スライドと同様の適正な配慮のための考え方を記載しているところがございます。

○吉中部会長 18ページの中ほどに、適正な配慮のための考え方の中で、事業の実施を原則避けることという書き方になっています。

この考慮対象事項は、今、風力のところを見ていただいていますけれども、それぞれの施設ごとに考慮対象事項の考え方として最初に柱書きといいますか、例えば、風力に関しては、資料1の16ページの(2)のところに書かれてあると思うのですが、そこで①から③という大きな方向性が示されています。

これは、たしか親会だったですかね、どなたかから、つまり、この基準というのはまさに戦略アセスという性格のものなのだとということなので、もうしない、そこは外す、ゼロにするのだというオプションもあり得るということで、多分、16ページで言うと

(2) の③のところはそれに当たるということなのかなと思うのですが、この整理はどう考えればいいのですかね。例えば、今のA3以上の区域というのが、ゼロ・オプションとして区域としないということであれば、ここに入れるのが適切なのか、むしろ、そもそも最初から除外区域に入れておくのが適切なのかというのは、どう整理すればよろしいのでしょうか。

事務局、ご説明いただけますか。

○事務局（尾原課長補佐） その辺りも含めて、どうあるべきかということをご審議いただければ構わないところでございますけれども、今現在のこの18ページの記載においても、レベルA3以上の区域は、事業の実施を原則避けることとされてございますので、促進区域に設定しても、事業の実施は避けるという判断になろうかなと思います。除外区域にすると、そもそも促進区域に設定できないということになるという違いがございます。

促進区域を設定した上で、その中で、どこの場所で事業をするのかは、また別問題でございまして、そういった論点も含めてご審議いただきたいと思います。

○吉中部会長 それに関連すると思うので、白木委員から追加でお配りいただいたA3判の資料について、ご説明いただくことはできますでしょうか。

○白木委員 急に出したもののなのですが、実は、先ほど事務局からご説明いただいたように、希少種に関しては以前、同様に潜在適地マップの適用について提案をいたしました。それで、それに対しては、潜在適地マップ等は現在も研究中で情報が更新されるとマップも更新される、あるいは、マップを公表することで希少種の乱獲につながるのでは、ここには入れないで附帯意見にするというふうなことが書かれて、基準には入れないということになっていたのですが、この回答に非常に違和感がありました。また、海ワシ類以外の種に関しては、哺乳類等、ほかの分類群も含めて、できれば専門家に道のほうからヒアリングをしたほうがよいということもお伝えしてはいたのですが、そういった対応がなかった状態で、例えば、マップなどは現在も研究中で、更新されるとマップも更新されるということは、研究者に確認されたのでしょうか。

非常に違和感があるのは、適地マップのような資料は常に更新されていくものなので、今後も更新されるから使用できないという点です。当然、生き物の分布は変わっていきますし、いろいろと精度も上がっていくようなことがありますので、更新を前提に最新のものを使っていくということは一般的だと思うのです。

私のほうで、心当たりのある対象種に関する配慮事項は、このお配りした表にあるような形で専門家に聞き取りをして、聞き取りができなかった種もあるのですが、潜在適地マップも含めてできる限りの資料をそろえて、これを促進区の配慮基準に使うのが適当かどうかということも含めて伺いました。皆さん、やはり、こういったものが必要だろうということで情報提供をしていただきました。その情報をここに整理してあります。

まだ不備な部分もあるので、見直さなければいけないとは思っているのですが、まず、

研究中であるからという理由でマップが使えないということはなく、むしろ、できているものから使っていくべきだと私は考えています。また、潜在適地マップを公表することで希少種の乱獲につながるという、乱獲につながるというのはよく分からないのですが、基本的にここに挙げてある潜在適地マップなどの資料は全て公表されているもので、既に事業のアセスでこういったマップを配慮書で引用して影響について予測していることもあるので、使用に問題はないと思うのですね。

こういった資料を基準に挙げる意味というのは、例えば、行政が公表している既存のセンシティブティマップだけでは示し切れていないものが、種によってですが、研究者等が作ったマップには示されているということであるとか、あるいは、種ごとに異なる配慮すべき事項を示す必要があるということ、それから、非常に重要だと思える点は、配慮事項に漠然と有識者に希少種がいるかどうか聞いて対応してくださいという書き方だと、恐らく、その地域の自然に精通している方であっても、希少種の生息状況や生息している場所などを把握している人は非常に少ないため情報の入手は難しいことです。

ですから私は、それぞれの希少種の生息地情報を持っている非常に限られた研究者に道を通してダイレクトに聞く、そういった体制を整えていくことが現時点では必要だと思ひ、こちらの資料に盛り込んでいます。あとは、適切な助言というのも、希少種に関してはそれぞれの研究者に聞かないと適切な助言が得られない可能性があります。また、離隔距離が分からなければこういうものは使えないといった意見がどこかに書かれていたので、そういった情報もここにできるだけ載せるようにして、かつ、ヒアリングをした研究者の方々には、今後の促進区域設定に向けた聞き取り等に協力してもらえらるかということも併せて確認をしております。

すみません。具体的に一つ一つ説明する時間はないと思うので、そういった状況でこれを示しました。

これをどこに使うかというところ、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響というところ、この中でちょっと分かりにくくなっているのが、例えば、KBAとか、センシティブティマップとか、あるいは、国定公園とか、そういった区画の収集すべき情報と、例えば、レッドリスト掲載種とか、指定希少野生動植物種というその種、ここに何が載っているかというその種の名前が載っているものが一緒になっている点です。それを分けて書かないと、適正な配慮のための考え方というところが多分混乱すると思うのですよね。

例えば、適正な配慮のための考え方の中には、当該区域は、というふうに、区域を念頭に置いて書かれたものがかなりあるのですが、レッドリストの掲載種等の種に関する資料は、種のリストなので区域は書かれていないのです。だから、種に関しては、表に別の線を引っ張って欄を作らなければいけない。そしてその種の欄に、私が今回配付させていただいたような資料の内容を盛り込む。全体をまとめたものというのは、この18ページの収集すべき情報で言えば、レッドリスト掲載種と指定希少野生動植物とい

うような種のリストで、その内容をまず書いて、その後、非常に重要な種というか、現在、既に影響が大きく出てしまって、これ以上、影響を与えられない種、あるいは、生息個体数が非常に少なく、再生可能エネルギーによる悪影響を回避しなければならない種を取り上げて、種ごとにその対応が記載されている、というようなものになっています。

もう一つ、イトウについて、私は魚類は全く分からないのですが、事業アセスで問題になっている場所がありまして、イトウに関して調べたのですが、分布などイトウの生息状況が分かる資料がないのです。だから、希少種について調べなさいと書いても情報が入手できず、配慮されないのではないかと懸念がきっかけで、研究者の方に聞き取りをして、この資料に入れさせていただいています。

それ以外に、例えば、コウモリであるとか、必要なものが漏れていると思うのですね。環境審議会自然環境部会の赤坂委員はコウモリ類の専門家ですし、そういった分類群についてもさらに挿入する必要があるのではないかと考えています。

○吉中部会長 詳しい資料を作成していただいて、本当にどうもありがとうございます。いかがでしょうか。

今ご説明いただいたことで、考慮対象事項の中で、特に動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響等々のところで、種ごとに具体的な配慮の考え方をしっかりと書くべきではないかというような、その一つのたたき台としてお作りいただいたのがこの大きな表ということになるかと思います。

その意味では、ここで書かれてある中で、影響の程度を評価した上で設置の可否を判断することみたいな書きぶりがあるので、先ほどのA3以上の区域が事業の実施を原則避けることと書いてあるのと同じようなことが要求されるのかもしれませんが、そういうのを、多分、ほかの項目でも、事業の実施を避けることとか、含めないこととかというのは書いていかないとバランスが悪いかと思います。

○猿子委員 ここに間違ったことが書いてあるのですが、39ページの温対部会での審議結果のところ、マップを公表することで希少種の乱獲につながるおそれがあることから書いてあります。

これは、センシティブマップのことを言っているのかなと思うのですが、そもそもこのセンシティブマップを作った意図は、環境省からの依頼を受けて、なるべく細かくすると、希少種の生息地だとか、営巣環境とか、そういったことが分かっちゃうというようなことがあって、それで、小さな細かいメッシュにしないで、これぐらいのメッシュにして、そして、これをそもそも風力発電などをつくる時の目安として提示しているので、この乱獲につながるおそれがあることからということ自体が、既に認識がここは間違っていると思います。

野鳥の会としては、これに関わった人の話をいろいろ聞いたのですが、ともかくこれを使っていだかないと貴重な鳥の保護につながらないので、なるべく積極的

に使うように喚起してくれというようなことになっております。

- 吉中部会長 今のEADASのA3以上というところを区域から外す、あるいは、事業を行わないというような書きぶりにするのと併せ、今ご指摘いただいた39ページは、潜在適地マップのことだと思いますので、この潜在適地マップについてはどうかということで、それは、先ほど白木委員もおっしゃったとおり、研究中であるから、乱獲につながるおそれがあるからというのは、ちょっと合理的な理由にはなっていないのかなというのが白木委員のご意見だったと思います。

研究成果というのは、もちろん、日々いいものになっていくということで、その時点その時点で、ベストな、アベイラブルなデータを使っていくという選択をしていかざるを得ないと思いますので、今ある使えるデータをとにかく最大限使うという姿勢が大事なかなと思って聞いておりました。

- 猿子委員 分かりました。今言ったように、リアルタイムでどんどん使っていけないと、後で使うことになってしまったら、もう手遅れになってしまうという可能性も、今、非常にどんどん早まっておりますので、地球温暖化がどんどん進んでいる状況なので、使えるデータはどんどん先に使っていただきたいなと思います。

- 吉中部会長 ほかに、今の希少種、EADASマップ、あるいは、この白木委員からお示しいただいた生息適地マップ関係でご意見がありましたらお願いします。

- 赤坂委員 新しい話というわけではないのですけれども、やはり、EADASと関わっていく中で、更新というのが非常に起きづらい状況にもあると思います。

ですから、このEADASだけに頼る形を取るとは非常に危険で、先ほど白木委員がおっしゃられたような、既存のこれからどんどんアップデートされていくような研究をしっかりとレビューしていくということを強調するような文言というのは、非常に必要になってくるかなと思います。

- 白木委員 赤坂委員にお願いというか、お尋ねしたいのですが、先ほどの配慮すべき項目の中に、私は、コウモリ、特に希少種のコウモリは非常にその影響を受けやすいと思うので入れ込んでおく必要があるのではないかと思うのですが、何かそういった資料ですかね、生息地が分かるような資料とか、ここに入れ込むような情報があれば、追加することは可能でしょうか。

- 赤坂委員 現状の分布調査の結果等をまとめたものがあって、もうそろそろ詳細な分布図が多分パブリッシュされると思いますので、年内もしくは来年ぐらいには、それを全部アップデートできるかと思います。

- 吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

そこまではよろしいでしょうか。ですから、できるだけ、現時点でアベイラブルなデータを活用して、種ごとに、具体的な配慮の考え方、何を調べないといけないのか、誰に聞けばいいのかということもしっかり書いていくべきということだと思います。それは、もしかしたら天然記念物として指定されているような種についても同様ということ

でしょうかね。

それから、もう一つ、KBA、IBAのところでも我々の意見を求められているようなことがあると思うのですが、今の案では、IBAは、促進区域に含めることが適切でない区域として「(市街地を除く)」という括弧書きがついています。

一方で、KBAについては、考慮対象事項ということで、表で言いますと、例えば、風力のところと言いますと、14ページがIBA、除外区域、「(市街地を除く)」、それから、18ページにKBA、これは収集すべき情報というところで挙がっていて、考え方としては、環境の保全に必要な措置を講じること、可能な限り改変を避けた事業計画にすることということで、書きぶりがIBAとKBAで変わっているということです。

この辺については、ご意見はいかがでしょうか。

また、IBAについても、除外区域では、括弧書きで「(市街地を除く)」、この市街地の定義がよく分かりませんが、そう書かれていて、同じように考慮対象事項の収集すべき情報でIBAの市街地というのを調べなさいと書かれてありますが、まず、この市街地というのはどういう定義でしょうか。

○事務局(尾原課長補佐) スライドの30ページをご覧ください。

市街地については、事務局が示したわけではなくて、白木委員からご提案をいただいて、それをそのまま基準化したところがございます。

○吉中部会長 ですから、事務局として基準化した際の市街地の定義をお聞きしています。

○事務局(尾原課長補佐) 逆に、この市街地の部分をどういった定義でご意見をいただいているのかなとお聞きした上で基準化するのかなと思ってございまして、今のところ、これは委員の方々相互の審議に基づいて答申いただくものかなとも思ってございまして、今のところ、この市街地の定義、どのような趣旨でご意見をいただいたものか、我々も承知していないので、これを定義した上で基準化できるかというのは、また今後の検討になると思ってございます。

まずは、このまま答申いただくのか、いただかないのかというところが問題かと思っております。

○吉中部会長 定義もはっきりしないのに、答申なんかできないと思いますけれども、それは、事務局として答申案に定義がはっきりしていない文言を含めているということですか。ほかにもそういうのがあるのでしょうか。

○事務局(尾原課長補佐) いえ、そういったわけではなく、委員のご意見に対して、可能な限り論点などはお示した上で審議を補佐しているところがございますけれども、そういった観点で、ここはどうなるのかというのは、委員の相互の方々の中でご審議いただければいいのかなと思います。

○吉中部会長 例えば、ここで市街地についてこの部会でのご意見が収れんするかどうか分かりませんが、出た、あるいは、出なかった、そのときに、この基準がこのま

ま制定された場合、市町村も困ってしまうと思うのですけれども、そこはどうお考えになっているのでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） その辺り、基準化する前に、当然、市町村さんの意見も聞くことになりますので、そういったご意見をいただいた際に、また改めて検討すべきことなのかなと思います。この市街地を除いてということに対して、このままでは除きようがないというご意見をいただければ、またそこで検討しなければならないことなのかなと思います。

○吉中部会長 手続の話をするのはもう嫌なのですけれども、そうすると、答申した内容が、この後、事務局でまた変えられるということを前提として考えているということですか。それはおかしいと何度も私は親会でも申し上げていると思いますけれども。

今回、あしたの親会で、もし答申がされた場合に、そこに定義があやふやなものも含まれている、それについては、答申を受けた後、事務局内で市町村とも調整して変えていく、こういうことをおっしゃっているのですか。それは、先日の審議会での局長の答弁ともちょっと食い違いがあると思いますけれども。

我々は、知事に対して答申するわけですから、それを事務局でまた変えられるということですか。

○事務局（山内ゼロカーボン推進担当課長） 事務局だけではなくて、この後、市町村意見とか、関係者の意見を受けた中で、道として総合的に判断というか、検討した上で決めていかなければいけないことなのかなと、当然、答申に関しては、非常に貴重な重たいものだというふうに考えているところなのですけれども、その中の議論の中で、法令の話とか、そういうような意見の中で、例えば、対応していく可能性はあるということです。

○吉中部会長 それで、親会で私がお尋ねしたことへの回答ですか。パブリックコメントをした上で、もう一度、審議会で審議すべきというようなことは私は申し上げて、それについては確認した上で回答しますというお答えだったのですけれども、今はもうそういうことはしないと。答申を受けた後、事務局で、もう一度、落としどころを探りながら変えていく可能性があるかと、こういうことでしょうか。

そうすると、この審議は全く意味がなくなってしまうと思うのですよね。ここで幾らこれだけ建設的な議論をしても、その基準案がまた事務局で変えられるということになれば、我々のこの2時間はどういうことになるのでしょうか。

○事務局（山内ゼロカーボン推進担当課長） そうではなくて、審議会としての専門的な見地から意見を聴くというのは、非常に重要なことだと思います。私たちの施策をこれから検討していく上で非常に重要だと思っています。

ですから、それをまずはその専門的な知見からこういうような考え方があるということとは当然あった上で、それをベースにしてやっていくような形というふうに考えています。



○吉中部会長 ですから、そういう事務的な手続を終えてから最終的な案を諮問していただけますか。

○近藤委員 市街地とか、今、出ていました居住地とかあるのですけれども、意外と漠然とした書き方というのは、多いと思います。ですから、私たちは狩猟法の中で、密集地ですか、云々あったのですが、結局は裁判で決まったようです。半径300メートルとか500メートル以内に100戸だとか200戸あれば密集地とみなすとかということです。法律では書いています。具体的に、どこどこは駄目、どこどこ駄目と。じゃあ、墓地で鉄砲を撃ったら駄目と言ったら、墓地とはどこまでなのですか。同じなのです。

夜、昼間の境、それはその発砲する場所の、日本で定めた日の出から日没の時間という具体的な決まりはあります。でも、今言ったとおり、密集地はどういうとこなのかという判断はなかなかできないと思います。

こういう計画の中でも、市街地という言葉がたくさん使っていますが、具体的にはございません。最後は裁判で、私たちがここは道路だ、いや、ここは道路でない、それから、林道はどこなのか、農道はどうなっているのかという話と同じ世界だと思います。

○吉中部会長 私が申し上げているのは、そもそも除外区域に設定するときは、区域が明確なところというような大きな考え方があったと思うのですけれども、そういう中で定義もはっきりしていないものを持ち込むのがどうなのかという疑念でした。

今おっしゃったとおり、銃猟ができるところ、できないところというのを個別に見ていく必要があるというのは、おっしゃるとおりだと思います。

中身のことでなくなってしまうかもしれませんが、私が申し上げたことを少し真剣に考えていただければと思います。審議会でも何度も申し上げているとおり、答申が一体どういう位置づけなのか。答申の後、事務局内の法律専門家との協議の結果、変わりましたというのは、通常あり得ないです。もちろん、文言のてにをはが変わるのはあり得ると思いますけれども、そうではない、内容が、定義が変わってしまうとかというのはちょっと考えにくいと思いますので、前回の審議会でご質問したことに、ぜひ、あしたの親会ではお答えいただければと思います。でないと、やはり、審議が無駄になってしまうので、あまりに皆さんのお時間を頂戴するのが部会長として申し訳ないと思います。

すみません。もう10分かぐらいは進めたいと思います。

もう一つ、大きなポイントとなっていた累積事項の話がありました。

これは、自然環境の面からも、累積事項をどう考えるのかというのは大事な点かなと思いますし、この配慮基準案、都道府県の基準をつくる際に、この累積的な影響というものもしっかり考慮しなさいというような環境省の指示もあったかと思うのですけれども、その辺り、ご意見はいかがでしょうか。

これは、多分、アセスのほうでもずっと議論になって、でも、アセスのほうではしっかり事業者にそういう質問をして答えを得てというやり取りをしてきていると思います。

○白木委員 知見がない、アセス審議会のほうで明文化できていないということで、ここ

には入れず、附帯したということですが、資料がないわけではないのですね。海外では、累積的影響評価への考え方とか、取り組み方について完璧なものではないのかもしれないですけども、かなり厚い資料もあって、これをやりなさいよというところまで、フローチャートになって出ています。

やり方が全く不明ということではありませんし、実際に、事業アセスでも、既存施設と隣接している計画では評価項目としている事業もあります。あとは、例えば、渡り鳥であれば、離れていても、中継地、中継地、越冬地のような形で生息地に連続して建ってしまうような場合は、やはり、累積的な影響の評価が必要になります。

これは、鳥だけではなくて、景観だったり、いろいろな項目に関して必要だと思いますので、私は配慮事項に入れて、これもケース・バイ・ケースで状況が変わってきますから、専門家頼みになってしまいますが、有識者に累積的な影響の可能性について確認し、必要があればしっかり調査をして影響を評価する、というような書きぶりで、必要性のある項目については盛り込むべきだと思います。

私は、鳥以外のことについては分かりかねるのでそれ以外の項目は自然環境部会で専門の方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった方に意見を聞くとか、あるいは、まず、どういう項目で累積的な影響評価が必要かアセス審議会の意見を聴取するということが必要だと思います。

手法までここに書き込まなくてもいいと思うのです。それぞれケース・バイ・ケースで有識者にきちんと確認をして対応するというような書きぶりでもよいと思います。

促進区域は、環境省としては戦略アセスの一環に位置づけているようなので、それであればなおさら、累積影響の評価というのは絶対必要だと思います。ですから、附帯ではなく、配慮のための考え方の中に入れてほしいと思っています。

○吉中部会長　ですから、具体的に言いますと、例えば、風力の基準で言いますと、16ページの柱書きのところにも、しっかりと累積的影響を見ていくと全般を通じて述べる必要があるのと、具体的な事項ごとに、もうそれを明確に書いていくほうが分かりやすいのではないかと、こういうことかなと思いました。

よろしいでしょうか。

ほかに累積的影響については、何かご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長　よろしいですか。

すみません。大分、時間を超過しております。あとはどうでしょうか。

ちょっと落としていることもあるかと思いますが、時間ももう限られておりますので、全般を通じて、お気づきの点、言い残した点等があれば、ご発言いただきたいと思いません。いかがでしょうか。

○白木委員　親会のほうで出すべき意見なのかもしれませんが、こちらの自然環境部会のほうにも関係があるので、ここで発言させていただきます。

先ほど希少種への対応についてのところで、その希少種のことを把握している専門家に聞き取りをするということが必要だと申し上げたのですが、その場合に、市町村はどこに聞いていいか多分分からないと思うのですね。私としては、道が間に入って、それで、道が有識者に通すようなプロセスが必要かと思っています。

その点については、情報をいただいた研究者にも確認をしています。というのは、希少種の情報は機密性が高いので簡単に出すというわけにもいかないのです、やはりどこかが窓口になって、そういった対応をしていただく必要があるのです。

それを実際に行うに当たっては、事前に市町村がどこを候補地としようとしているのかという情報を報告していただくようなシステムが必要ではないかと思っています。また、どこかに人的・技術的リソースに限られる市町村に対して北海道が支援するということが、附帯意見に入れるべきだという意見で入っていたと思うのですね。これはその支援に当たると思うのです。分からない市町村に対して情報提供をする、あるいは、正しい情報を提供するための道筋をつけるというところで、道がやるべきことではないかと思います。

この人的支援、技術的支援のところに、北海道に候補地を報告して、それに対して、不明点等に対する、あるいは、必要な情報等の提供を道がやるというようなことをここに書き込んでいただければと思います。

○吉中部会長 同じような点を私も前回の審議会で申し上げたところですが、ぜひご検討いただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

オンラインの方も何かご意見があればと思いますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それであれば、時間も超過しておりますので、自然環境部会の審議を一旦ストップしたいと思います。あしたの審議会で、この部会での審議状況を私からご報告することになっています。それを審議の参考にしていただいて、答申の内容を変更する、あるいは、もう少し審議が必要であるというご判断をされる、あるいは、自然環境部会からの意見をあまり取り入れられず、答申されてしまう、いろいろなオプションが考えられておりますが、それで、今、事務局のほうで今日の議事メモというのですか、よく分からないのですが、作られているようで画面に出ています。

オンラインの方はご覧いただいて、見られているのでしょうか。

時間があまりありませんけれども、それをざっと最初から見させていただいていいでしょうか。これは議事録ではないのですね。これは、ポイントだけを選んで書いていただいているということですか。

○事務局（尾原課長補佐） 一字一句をリアルタイムに起こすことは不可能ですので、論点をまとめさせていただいたものになってございます。

○吉中部会長 1番、特例事項、適用除外については、いろいろと議論が、審議した結果、何らかの規模要件を設定すべき、こういうことですね。

もしご異議がありましたら、ご発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

その規模要件について、10キロワットみたいな例も挙がってございましたけれども、具体的には、もう少ししっかりとした審議が、生物種ごとに検討すべきではないかというようなご意見だったかと思います。

その旨も加筆いただければと思います。部会意見のところですね。

- 事務局（尾原課長補佐） 少々お待ちください。今加筆します。
  - 吉中部会長 部会意見のところをお願いします。
  - 事務局（尾原課長補佐） 部会意見のところを何を加筆いたしますか。
  - 吉中部会長 今申し上げたことです。
  - 白木委員 生物種ごとにではないです。
  - 吉中部会長 すみません。訂正してください。
  - 白木委員 それは別の場所、生物種ごとには希少種のところだと思います。
  - 吉中部会長 ここは生物種ごとではなくて、一律の適用除外の規模というのを何らかの形で見つけるべきだと、こういうことでいいですか。
  - 白木委員 エリアとか、そういうことだったのではないかと思うのです。
  - 吉中部会長 影響ごとにとということですか。
  - 白木委員 たしか、市街地の中にあるときは、その反射とか熱。
  - 吉中部会長 すみません。マイクをお願いします。
  - 白木委員 例えば、市街地の中だと、あまりたくさんの太陽光パネルが設置されると、気温が変わってしまったり、反射光の問題が生じてくるというようなことがありますし、国立公園の中などだと、景観的なこととか、野生動物への影響ということが考えられるので、生物種ではなくて、設置エリアですかね。
- 生物種ではないですね。生物だけではなくて、人間への影響も考えなければいけないので。
- 吉中部会長 想定される影響種ごとにととか、影響ごとにとという感じでしょうか。

何かいい表現があれば、ぜひお願いします。趣旨は大体分かりました。

- 事務局（尾原課長補佐） 想定される影響種というのは、多分、動植物の種ごとに。
- 吉中部会長 ではなくて、影響の何と言うのですか、人への。でも、種としても同じか。
- 白木委員 種というのは、生物種の話ではなく、影響の種類とか場所ですね。そういったものによって違ってくる可能性があるんで、一律ではなくてもよいのではないかと思います。
- 吉中部会長 そうすると、なかなか難しいですね。

取りあえず、次に行きますか。

太陽光発電施設除外区域について、まず、保護区についてということでは、私の理解では、保護区全域を除外区域にすべき、なぜなら、そこは再生のポテンシャルもあるし、農用地であっても多様性が重要な場所もあるしということですが、ここで書かれている

のは、植生自然度のみをもって線引きは不適切であり、生物多様性の観点をもって検討すべき、その案としては、保護区全体を除外区域とした上で、技術的な知見をもって一部を含まないなどとするのがよいのではないか。

○白木委員 多分、市街地のこと。

○吉中部会長 出ていましたね。

○白木委員 市街地の中でどういうところを抜くかと。

○吉中部会長 保護区域を除外区域にして、例えば、市街地を除くという考え方もあるのではないかと。

○白木委員 市街地だと、緑地等を含んでしまうという。。

○吉中部会長 先ほどのお話ですね。

○白木委員 不明なことがあるので、技術的という言葉が入ったのかと思います。

○吉中部会長 技術的というのは、何だかよく分からないですね。

○白木委員 技術的というのは分かりにくいかもしれないです。

○吉中部会長 技術的な知見をもってというのは意味が不明なので、私は説明できないので削っていただけますか。

取りあえず、皆さん、いいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、次に行きましょう。

天然記念物は何でしたか。これは書いていないですね。

○事務局(尾原課長補佐) 天然記念物は、そのときにまとめのご発言はなかったのかと思ってございます。今の先行した二つは、ここについてはこうしたいと思いますというのは吉中部会長から言っていたかと。

○吉中部会長 分かりました。

天然記念物のところは、希少種の話と関連してということだったので、そこと併せて、白木委員からご説明があったような考え方で、種ごとに、どういう情報を誰に、どういう文献に当たるべきか、その情報については、北海道を通じて情報を収集するみたいな仕組みをちゃんと明記すればいいというようなことですかね。

ですから、ここは、天然記念物だけに限らず、希少種、重要な種、動物種についての環境配慮事項ですか、考慮対象事項のところ併せてということになるかと思います。

それから、K B A、I B Aはいかがでしょうか。

これも結論は出ていなかったですね。これは議論できていないですね。事務局案としては、K B AとI B Aで書きぶりが違うけれども、少し審議の時間はなかったと、こういうことですかね。特に、I B Aで市街地を除くという定義をはっきりさせてほしいという言葉で私から申し上げました。

累積的影響については、いろいろとご意見をいただきましたけれども、私のご提案というか、確認としては、除外区域というよりは、むしろ考慮対象事項のところでしょうか。

り書いていくべき、その際には、考慮対象事項全般にわたる考慮を要する事項の中に書くのと併せ、個別の事項、区域、情報ごとに累積的影響についても専門家等の意見をしっかりと踏まえて、何とかかんとかというのを書いていくということですか。

○白木委員 それに加えて、それぞれ専門的な知見が必要だと思うので、どの項目に入れ込むべきかということに関しては、専門家に聞く必要があると思います。

環境審議会の委員と、あとはアセス審議会ですかね。それでも足りない場合もあるかもしれませんが、専門家には、項目を抽出する場合も聞き取りが必要だと思います。

○吉中部会長 そういうことでお願いします。

一般的な考え方としてはそうだけれども、どこにしっかりと書き込むべきかはもう少し慎重な審議が必要、こういうことですね。

○事務局（尾原課長補佐） 今まとめたこの案でよろしいでしょうか。

今ちょっと追記してございますけれども、すみません。

○白木委員 慎重な審議と、多分、専門的な知識がないと分からないと思います。

○事務局（尾原課長補佐） 専門家に何うことというのは前段に書いた上でということですね。

○白木委員 それで大丈夫だと思います。

○吉中部会長 それから、考慮対象事項のところで私から申し上げたと思うのですがけれども、ゼロ・オプションというのを必要な項目にはしっかりと書いていくというか、今の書きぶりを見ていると、適正な配慮のための考え方のところで、影響を抑えるために必要な措置を講じることという書きぶり、可能な限り改変を避けた事業計画にすること、事業の実施を原則避けることと、何か書きぶりが微妙に変わって行って、これを見た人も少し戸惑ってしまうのではないかなと思いますので、どれも当たるのかもしれませんが、戦略アセスという位置づけでいくのであれば、もうその計画を取りやめるというオプションもあるのだということを書くべきところに書いて行ってほしいという気がいたしました。

同じく、適正な配慮のための考え方のところで、考慮すべき区域と考慮すべき事項と同じ考え方でまとめられていたりするのは、ちょっと適切でないのではないかなというようなご意見があったかと思います。

例えば、保護区あるいは特定植物群落という固まりのところと希少種というようなところで、同じ書きぶりはちょっとどうなのかというご意見だったかと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 今、記載しましたが、特定植物群落と希少種という欄の記載が同様なのはいかがか、考慮対象事項の内容に応じて書き直しを検討してもよいのではないかなというご趣旨で間違いないでしょうか。違えば修正いたします。

○吉中部会長 よろしいでしょうか。

○早稲田委員 最後になっての発言で申し訳ないのですが、全体を通して、温対部会から

の意見と自然環境部会の意見で、なかなかかみ合わないというか、立ち位置の違いもあるのかもしれないのですが、議論がすごく難しいと思って聞いておりました。

明日親会に戻すということで、自然環境部会の意見については、私は賛成ですが、どこかで落としどころを探らなければいけないと思います。そのときに、例えば、除外区域にするということもありますが、その次の段階として、考慮すべき事項、それから、事業の実施を避ける、除外区域にしたとしても事業の実施を避けるというような文言ということで、幾つか、段階、レベルがあると思いますので、どこか決定する段階で、こちらから上げている議論が1か0かということではなくて、1が難しいのであれば0.5、0.5が難しいのなら0.25ということで、少しでも今回の意見がいい形で取り上げられるようにということだけ、最後をお願いしておきたいと思います。

すみません。ちょっと抽象的ですが、お願いいたします。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。大変重要なご意見だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

今の早稲田委員のご意見もよろしいですかね。（「幾らかでも意見が反映されればいいです」の声あり）

意見が反映されればいいということですね。ゼロでは困る、ということですかね。

○松島委員 すみません。あと1点だけ、前回も私からご提案させていただいたのですが、配慮すべき場所として、国立公園の隣接区域もぜひ入れていただきたいというところがあります。これが部会の意見にならないかもしれないのですけれども、委員からの意見としてでも、どこかに記録しておいていただければと思います。

要は、日本の国立公園制度は、前回も説明しましたけれども、そもそもバッファーを設定されていない。特別保護地区であったり、特別地域のすぐ横が普通の民有地になっていたり、民有地は入っていますけれども、そもそも、公園区域外になっているような場所では、そこに、例えば、こういった風力発電なり、何らかの開発が行われることがかなりの影響を与える可能性があるんで、実質、そういったことも起こっているんで、それを避ける意味でも、国立公園の隣接区域、普通地域と隣接区域というのは、なるべく、少なくとも配慮をしていただくような場所ではないかと思っています。

○吉中部会長 松島委員のご意見は、何回か前の部会でもご発言いただいたとおりで思っています。

何か定性的でも構わないのですが、その隣接というのを、どのぐらいというようなお考えがあれば教えてください。

○松島委員 例えば、風力発電でいくと、5キロくらいです。

要は、海域に今設定されているのが5キロくらいなのですけれども、それぐらいになると、景観的な影響も少なくなる。あるいは、音ですね。低周波とか、そういったものも、低周波は結構届くと言われているのですけれども、少なくともその部分に関してはかなり軽減されるというところで、実際に国立公園区域では海域5キロというのを海岸

線から今設定されているので、やはり、国立公園の周辺5キロぐらいの区域を隣接区域と捉えるというような設定の仕方がいいのではないかと考えています。

○白木委員 今のは、国立公園だけでしょうか。国立公園以外の保護区も含めたほうがいいかなと思ったのです。

○松島委員 それがベターです。

○白木委員 部会の意見として挙げていただければ、それが私は望ましいかなと思います。

○吉中部会長 5キロというのがどういう説得力をというか、風力発電で確かに5キロ以内に住宅があるとかないとかというのをやったりしていますけれども、保護区、特に自然公園で言えば、例えば、景観上の自然保護区の中の主要な利用拠点から見える見えなとか、そういうこともあるのですかね。

○松島委員 もちろん、あります。

○吉中部会長 一律に5キロというのは難しいかもしれませんが、何か書きぶりを工夫する必要があるかもしれないですね。自然公園内の生物多様性、景観に支障がない範囲みたいな、すごく曖昧ですけども、そこを考慮対象にするという感じですかね。

その点はよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、それも部会からの意見として報告したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○事務局(尾原課長補佐) 今の早稲田委員と松島委員のご意見は、部会としてどこを、今、早稲田委員のご意見は、自然環境部会の意見の全てが採用されなくても、一部でも採用されて、よい基準にしてほしいという趣旨でまとめてございますけれども、それでよろしいでしょうか。

○早稲田委員 私のほうへの問いかけということであれば、これは私個人の委員としての意見ということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉中部会長 それでは、そういうご意見も出たということでお話をしたいと思います。

○事務局(尾原課長補佐) 部会として言うのではなく、こういう意見があったということをお伝えればいいということでしょうか。

親会には伝える、部会ではないけれども、早稲田委員の意見として、こういったことをおっしゃっていたということをお親会に報告するという形でよろしいでしょうか。

○早稲田委員 必ずしも親会に伝えてほしいということではなく、この会議の中で、私としてはこういう意見だということに残させてもらいたいと思っています。

これは、最終的に部会長のほうで上に上げていくことになると思いますので、そのときのお願いとして、委員としてお伝えしたということをお願いいたします。

○吉中部会長 早稲田委員のご発言は、議事録にはもちろんしっかり残りますし、いただいたご意見に大きな反論もなかったもので、あしたの審議会に向けての留意事項として、



私の中で置いておきたいと思います。

○事務局（尾原課長補佐） そうしますと、今、赤字の部分を部会意見として吉中部会長からご発言いただく趣旨でまとめていますので、そういった意味では、赤字は落としてよろしいですかね。

○吉中部会長 という趣旨だと早稲田委員はおっしゃっていたと思います。

○事務局（尾原課長補佐） それでは、ここは議事概要に残させていただいて、松島委員のご発言は、公園の隣接区域も、考慮にすればいいのですしたか、除外にすればいいのですしたか。

○吉中部会長 少なくとも考慮対象にすると。

○事務局（尾原課長補佐） 考慮対象にして、それは、例えば、風力であれば5キロだろうというお話があったと思います。

それに加えて、白木委員からは、公園以外の保護区もそうすべきではないのかというお話をいただきましたけれども、部会としてどうまとめましょうか。

○吉中部会長 保護区の隣接区域についても、考慮対象区域に含めるべきということでしょうか。

その範囲については、まだ検討が必要だけれども、例としては、風力発電の際には5キロぐらいの距離を取ることが必要ではないか、あるいは、保護区の中から、あるいは、主要展望地からの景観、あるいは、何でしょうか、幾つかポイントがあるとは思いますが。

○事務局（尾原課長補佐） 松島委員のお話ですと、5キロ離せば、主要展望地からの景観や、ほかの影響も少ないのではないかというお話をいただいたと理解していました。

○松島委員 おっしゃるとおりで、私が想定していたのは、国立公園とか、いわゆる生態系だけではなくて、風景の保全なんていうのが重要視されるような場所では、5キロぐらい離しておく安全だというのが、国の基準で、今、海域に関しては5キロ、バッファを設定するというのが既にありますので、そこが一つの基準になり得るかというところで、5キロということをお伝えさせていただきました。

その範囲というのは、何を対象にするかによっても、例えば、風力だったらそうだけれども、太陽光だったらそんなに要らないかもしれないとか、物によって、あるいは、鳥獣保護区であれば、その鳥を対象にするので、その範囲はまた変わってくるということで、対象にするものによって、そこは考えなければいけないところだと思いますが、自然公園区域に関しては、5キロぐらいがいいのではないかというのが私の意見です。

○吉中部会長 およそ5キロということでしょうか。

範囲を区切る一つとして、5キロ圏内は避けることで。

松島委員、いかがでしょうか。

○松島委員 隣接区域の範囲として、一つは5キロというのがあると。それは、対象あるいは保護区域の性質によっても変わるということですね。

○吉中部会長 再エネ施設対象物保護区の設置目的、そういうことですかね。それによっ

ても範囲は変わるということでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 「再エネ施設対象物保護区の目的によっても範囲は変わる」  
でしたでしょうか。

確認させていただきたいのですが、保護区とは、今、例えば、この除外区域に設定している区域全部を指すのか、何かお考えの保護区があるのか、多分、あした親会でも聞かれることになるのかなと思うのですけれども、松島委員は公園についてご発言されたので、国立、国定、道立自然のお話なのかなと思いましたが、保護区としてしまいますと、どの区域にいたしましょうか。

○吉中部会長 そうすると、要するに除外区域ということでしょうか、除外区域の隣接区域ということになるのでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 例えば、14ページに風力の除外区域を記載していますけれども、地滑り防止区域やぼた山崩壊防止区域は保護区ではないという理解でいいのか、この自然の関心の保護区という名前がついているような保護林など、多分、自然関係の除外区域は保護区と理解されやすいのかなと思います。環境緑地保護地区もそうですね。あとはいかがいたしましょうか。

世界文化遺産、有形文化財、市街化調整区域、農用地区域内農地や甲種農地などは保護区でもないのかなというところをございますけれども、自然環境部会なので、例えば、動物、植物と生態系、景観も入りますかね。それから、主要な人と自然の触れ合いの活動の場合への影響について、ここについて言及した意見だとすることもあるのかなとは思いますが、それ以外も含めてそうなのだとすることであれば、ご意見をいただければいいのかなという気がいたします。

○吉中部会長 一つずつ見ていくのは大変ですけれども。

○事務局（尾原課長補佐） おっしゃるとおりですので、多分、類型化してあれしたほうがいいのかと、先ほども申し上げたとおり、自然環境部会ですので、自然に関係するところの意見として挙げるのか、もしくは、それ以外のことについても除外区域に設定されているのであれば、バッファーを5キロ設けるべきなのか、そこら辺を多分まとめたいほうがいいのかとは思いますが。あくまで、私がやったら気になっているだけなので、そうしないというご選択肢は当然あります。

○吉中部会長 松島委員の最初のご趣旨としては、自然公園という観点ではあったと思うのですけれども。

○松島委員 バッファーが必要になる場所ということで、基本的には、生き物あるいは景観、風景というものが対象になるのではないかと思います。

例えば、ラムサール条約湿地なんていうのは、その湿地の横が区域外だからといって、そこに風力発電を建てるというのは、恐らくかなり多くの人が賛同できないアイデアだと思いますし、そういう場所はやっぱり考慮すべき、既にこれは抜く場所になっていますけれども、その隣接区域という点では、やはり考慮すべき場所ではないかと思います。

そういったところで、生き物の生息環境、あるいは、世界遺産のような風景的にも重要な場所、自然公園も含めてですね。そういった場所は、バッファゾーンとして隣接区域も加えるというような認識でいかがでしょうか。

一個一個、入れる入れないというのを選定してもいいのですけれども、今すぐやるのは時間かかりそうなので。

○吉中部会長 そういう形容詞つきでいかがでしょうか。

○近藤委員 3ページの5の基本的な考え方の中に、1項目、今の隣接という考え方をそういう形で入れてもいいのではないかと思います。

その隣接地の意味というのは、例えば、5ページの太陽光の(1)の説明にあるとおり、促進区域に含めることが適切でない認められる区域の隣接ということで、この表に載っている場所が全て入るのではないのでしょうか。

○吉中部会長 今のご意見は、除外区域の全部に隣接区域という考え方を当てはめるのがいいのではというご意見でした。

○近藤委員 この基本的な考え方のところにも1項目入れて、この隣接の前に対象となるのは、この規則第5条の4第2項第1号に規定する場所とその考え方でどうでしょうか。

○吉中部会長 いかがでしょうか。

○白木委員 私も内容をよく理解していないのですが、例えば、砂防指定地や地滑り防止区域なども周辺5キロというのが必要かどうかという辺りは、専門の方に伺ったほうがいいのかという気がします。

○近藤委員 こういう基本計画などに書く場合の一つのパターンとして、私は捉えてもいいと思いました。

○吉中部会長 多分、今のお考えでは、全体として、やはり、その区域だけではなくて、隣接したところもしっかりと考えるべきだということをどこかに書くべきだということですね。

○近藤委員 ですから、先ほどやったとおり、例えば、神社仏閣だとか、墓地だとかになった場合に鳥獣保護法でも規制はあります。じゃあ、どこからなのかと。神社も寺の軒下なのか、その神社が特別に測量されていない場合に、それはどこまで含むのか、そういうのも含めても、幅広く捉えられると思います。

○吉中部会長 全体的な考え方として、促進区域に含めることが適切でない認められる区域を設定すると同時に、その隣接した区域についても、必要な場合、必要な範囲で隣接区域も考慮対象にすべき、こういうことでしょうか。自然公園の場合、5キロという数字も適用可能ではないか、こんなような書きぶりはいかがでしょうか。

地滑りなどの場合は、専門家の知見も借りないと、地滑り防止区域のすぐ横でソーラーパネルを立てるのが適切かどうか、よく分からないですね。

○吉中部会長 ほかによろしいでしょうか。

○事務局(尾原課長補佐) それでは、ここで、今まとめてございますけれども、基本的

な考え方の視点・ポイントに、適切ではないと認められる区域の隣接区域も考慮が必要と記載した上で、自然公園については、5キロがよいのではないかとこのところまで、今、部会長にご発言いただいたかなと思います。

その順で記載して、計画としてそのように記載する手法はあるのではないかとこのところは、部会意見としてはいいと思いますので、今、下線を引っ張った二つの部分を……。

これは、言い方の順序は逆転したほうがいいと思いますけれども、今はまだこのままで、まず一つとして、基本的な考え方にこういったことを記載すべき、具体的な基準としては、自然公園であれば5キロをバッファーとして設けるのがいいのではないかと。

○吉中部会長 もちろん、どこに書くかは少し検討が必要だと思いますけれども、考慮対象事項はどんなものかというのを書くところにそういう書きぶりを書くのか、そこは工夫があってもいいかもしれないですね。

例えば、太陽光の7ページの考慮を要する事項というところで、除外区域の隣接した区域についてもしっかり考慮すべきと、5番の基本的な考え方にそれを収めるのはなかなか難しいかもしれませんが、そうではなくて、考慮対象事項の基本的な考え方のところにそういうことを書いていただくほうが収まりはいいかもしれないなと思いました。

○事務局（尾原課長補佐） そうすると、今ご発言があった7ページで言うと、表2の上の文言のところに追記するという形になるのでしょうか。

○吉中部会長 そうですね。

○事務局（尾原課長補佐） そうすると、今、表2の考慮対象事項には、除外区域は全部書けていないので、これプラス、除外区域の、でも、5キロではないですよ。除外区域の隣接地域についても配慮すること、言いたいのが、例えば、12ページのその他北海道が必要と判断するものというところに記載していくということになるのでしょうか。

表2や表1というところは具体的な基準になりますので、それ以外のそこに具体的に書かれないと、基準化ということがなかなか難しいのかなと考えているところがございますので、そういった形で反映してはどうかというご意見でよろしいでしょうか。

○吉中部会長 表の中にしっかり書き込むということによろしいですか。

○松島委員 5キロについてですが、5キロが独り歩きしてしまって、5キロが適切だという一つの尺度になってしまうのはちょっと怖いと思っています。

今、実際に5キロというのが、一つ使われてはいますけれども、かなりざくっとした指標なので、もちろん、地域や場所によって、地形とか、そういうものによっても変わってくるという点を含めて、例えばとか、参考値ぐらいにさせていただけるとありがたいと思います。5キロぐらいあればいいというのは、希望ではありますけれども。

○吉中部会長 よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

全般を通しては、時間が足りないというところがあると思いますが、審議すべき事項

はまだいっぱい残っていますよということは、全体を通して、やっぱり明確にはしておきたいなと思います。

ですから、そういう意味では、見直しとも関わってくるかもしれないけど、今の案では見直しのことがあまり明確に書かれていないですけども、積み残した、さらに検討が必要ということが自然環境部会に関する事だけでもこれだけ出てきているわけですので、それを、願わくば、ぜひ検討していただいた上で基準をつくっていただくということだと思いますが、先ほど早稲田委員がおっしゃったとおり、どこに落としどころをというようなことがあるかと思うので、その辺りも、あしたの審議会で審議になるのかなと思っておりました。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、限られた時間でしたけれども、熱心にご審議いただきまして、どうもありがとうございます。

今、事務局に書いていただいた要点も参考にさせていただいて、あした私から審議会に今日の結果をご報告させていただきたいと思います。

事務局、どうぞ。

### 3. その他

○事務局（尾原課長補佐） 今、まとめたペーパーは、そのままあしたの環境審議会に資料として配ろうかなと思っているところなのですが、今。

○吉中部会長 今の赤字の部分だけということですか。

○事務局（尾原課長補佐） そのようになると思います。

部会長用に議事概要というのを書いたものはお渡ししつつ、部会の意見としては、その議事概要を除いた赤字の部分部会として意見しますとまとめていただいたと思いますので、そこを残した資料をあしたの環境審議会に資料として配付するということがよろしいでしょうか。

○吉中部会長 いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、配付の前に赤字の部分だけでも私に一度見せていただけますか。

○事務局（尾原課長補佐） この後、すぐご覧に入れます。

○吉中部会長 お願いします。それを少しあしたの朝までに考えた上で、あしたの審議会に提出したいと思いますが、お任せいただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、そういう形をお願いいたします。

○白木委員 今の議事録をメール等で送っていただくことは可能ですか。

○吉中部会長 それでは、赤字以外のものも含めたバージョンと赤字だけのバージョンを、

この後、部会委員の皆さんにメールで送っていただくことは可能ですか。

○事務局（尾原課長補佐） では、今、この時点でまとめたものをまずお配りしまして、あしたの親会用には、吉中部会長にご確認いただいたものを配付するというものでいいでしょうか。

○吉中部会長 結構です。配付していただいた後、もし委員から意見があれば、皆さんに分かる形でまた返していただければ、それを反映させた形で、あした配付するものになりたいと思いますが、どうでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 夜を徹して、お配りしたものを確認して意見をもらったのを吉中部会長に伝えてということでしょうか。そうではないですね。

○吉中部会長 あしたの審議会は3時ですよ。ですから、午前中にいただければ大丈夫かと思います。

○事務局（尾原課長補佐） 親会の委員の方々にもまた事前に送らなければいけないと思いますので、そういった形にいたしますか。

○吉中部会長 親会の委員に送るのは、例えば、この部会委員の確認が終わった時点で送っていただければと思います。

○事務局（尾原課長補佐） なるべく、あした早く見ていただくためにリアルタイムで作業をさせていただいたのですけれども、そうすると、あしたですね。

○吉中部会長 ですから、今まとめていただいたものを、この後、誤字脱字がないような形で体裁を整えていただいて、皆さんに回覧していただければと思います。

それで、意見をいただいて、あしたの3時まで確定版を配付するというものでいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 今、環境審議会の事務局もないので、ご期待に沿うように、また検討させていただきます。作業はいたしますので。

○吉中部会長 言い方がよく分からないのですけれども、ですから、今、作っていただいた、見せていただいたものを部会委員に送ってください。それについて、部会委員から意見があれば、それを反映した形で、あしたの審議会に提出する資料を確定したいと思います。

よろしいでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 分かりました。それでは、あしたの朝の時点で吉中部会長に寄せられた意見をお送りしますね。

何を気にしているかという、作業はどうしようかなというだけで。

○白木委員 私は、取りあえず自分の発言や出していただいた意見を聞いて、もう一回、資料と照らし合わせて、あした、審議会まで復習をしたり、何か新たな意見を考えたりしたいなと思ったので、お願いしたところです。

○吉中部会長 ですから、今の時点のバージョンでも構いませんので、全員に送ってくだ

さい。それで、気のついたことがありましたら、委員からそれを事務局にお知らせください。それも含めて、私にあしたの3時までに見せていただいて、確定版にしたいと思います。

いいですか。不明な点がありますか。

○事務局（尾原課長補佐） あしたの3時は、もう環境審議会が始まる時間ですが……

○吉中部会長 始まる場にあればいいのでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 配付するのはどうしましょう。

○吉中部会長 その場で配付するのは駄目ですか。

○事務局（尾原課長補佐） 3時に吉中部会長にご確認いただくのですよね。

○吉中部会長 午前中に確認したいと思います。

○事務局（尾原課長補佐） 分かりました。では、午前中までに吉中部会長に確認いただいたものを配付するということですね。

○吉中部会長 お願いします。

○事務局（尾原課長補佐） 承知しました。

○吉中部会長 よろしいですか。

○赤坂委員 事務局の方は、これから残業をかけてやるのですか。

○事務局（尾原課長補佐） 既に残業時間に入っております。

○赤坂委員 私は、無理をしないほうがいいと思います。それだけ言っておきます。

それに、私はもらっても明日は授業が入っているし、会議等々がありまして、はっきり言って目を通す時間はございません。大変ご苦労された割には、応えられませんので、まず伝えておきます。

○松島委員 関連して、私も、今ここで確認させていただいたので、あとは吉中部会長に一任します。私も、この後、またオンライン会議があつて対応できないと思いますので、よろしくをお願いします。

○猿子委員 私も同様でお願いいたします。

○吉中部会長 ということで、よろしくをお願いします。

それでは、長時間にわたりご審議いただきまして、どうもありがとうございました。遅くまで申し訳ありませんでした。引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

では、事務局にマイクをお返しします。

#### 4. 閉 会

○事務局（鈴木自然環境課長） 吉中部会長、大変ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれまして、長時間にわたりご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第4回北海道環境審議会自然環境部会を終了したいと思います。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上